

第五十五回 参議院文教委員会會議録第七号

(一五二)

昭和四十二年五月二十三日(火曜日)
午前十時三十四分開会

出席者は左のとおり。

委員長 大谷藤之助君
理事 楠 正俊君
中野 文門君
秋山 長造君
鈴木 力君

委員 北畠 教真君
近藤 鶴代君
吉江 勝保君
小野 明君
小林 武君
成瀬 幡治君
林 塩君
鈴木 力君

國務大臣 文部 大臣 卯木 亨弘君
政府委員 文部大臣官房長 岩間英太郎君
文部省初等中等 齋藤 正君
教育局長 文部省体育局長 赤石 清悦君
文部省文化局長 蒲生 芳郎君

事務局側 常任委員会専門 渡辺 猛君
員

説明員 文部省文化局審 安達 健二君
議官

本日の會議に付した案件

○札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出)

○女子教育職員育児休暇法案(鈴木力君外一名発議)

○教育、文化及び學術に関する調査(昭和四十二年度文部省の施策及び予算に関する件)

○著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(大谷藤之助君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案を議題といたします。

まず、文部大臣から提案理由の説明を聴取いたします。卯木文部大臣。

○國務大臣(卯木亨弘君) このたび政府から提出しました札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案につきまして、提案の理由とその概要について御説明申し上げます。

アジアで最初の札幌オリンピック冬季大会の開催については、昭和四十年九月、政府としても閣議了解をもって協力援助を行なうこととし、また招致決定後におきましては、昨年、札幌オリンピック冬季大会組織委員会の成立とともに、大会の準備に關し、政府に關係省庁の職員をもって組織する準備対策協議会を設けるなど、この大会の準備に対する協力体制を樹立し、大会の成功を期しておるところであります。

この冬季オリンピック大会は、かつてのオリンピック東京大会と比較し、その内容等においては小規模であります。その環境、条件等について、かなり相違している点があり、その準備に特

別の考慮を払う必要があります。したがって、世界各国に深い感銘を与え、多大の成功をおさめたオリンピック東京大会と同様な成果をあげるためには、各般の準備体制を十分整え、遺憾なきを期する必要があります。

それには、大会運営の直接責任者である財団法人札幌オリンピック冬季大会組織委員会の業務の円滑な遂行と、大会に参加するわが国選手の競技技術の向上に資するため必要な特別措置について、オリンピック東京大会のときと同様な方途を講ずる必要がありますので、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の要点について御説明申し上げます。第一は、国が札幌オリンピック冬季大会組織委員会に対し、大会の準備及び運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができるとしたことであります。

第二は、大会の準備及び運営のために必要とする国有財産を無償で使用させることができるようにしたこととあります。

第三は、大会の準備等に必要資金を調達するために、財団法人スポーツ振興資金財団の財源調達事業に關し、各公社等の必要な援助について、所要の規定を設けたことであります。すなわち、その一つは、寄付金つき郵便はがき等の発行の特例を設けたことであり、その二は、大会準備資金調達のため、資金財団に寄付することを目的として、たばこの包装、もしくは日本国有鉄道の施設を利用して広告事業を行なう場合には、日本専売公社及び日本国有鉄道は、これに必要な援助を行ない得ることとし、その三は、資金財団が、日本電信電話公社の印刷物等を利用して広告事業による資金調達を行なう場合についても、同様に同公社が必要なる援助を行なうことができることとした

ことであります。

第四は、組織委員会が、業務の効率的運営をはかる上において必要な職員を政府や地方公共団体から得やすくするため、退職手当等の算定上、在職期間を通算する措置を講ずるほか、諸法令上、これらの職員を公務に従事する職員とみなすこととしたことであります。

第五は、スポーツ振興資金財団の大会準備資金にかかる会計については、その経理の適正を期するため、会計検査院の検査の対象としたことであります。

以上が、この法律案の提案の理由とその内容の概要であります。何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛同くださるようお願いいたします。

○委員長(大谷藤之助君) 以上で、本法案についての提案理由の説明聴取は終了いたしました。

○委員長(大谷藤之助君) 女子教育職員育児休暇法案を議題といたします。

まず、發議者から提案理由の説明をお願いします。鈴木委員。

○鈴木力君 ただいま議題となりました女子教育職員育児休暇法案につきまして、その提案の理由と内容の概略を御説明申し上げます。

わが国の女子雇用者数は、年々増加し、昭和四十年には八百七十三万人、雇用者総数の三一・四%となり、この十年間に倍増いたしております。そして、女子雇用者中における中高年齢層も相対的に増加し、有配偶者は三五%となり、従来の若い未婚者、短かい勤続年数という女子雇用者のイメージは消え去り、年長の既婚者、長い勤続年数という欧米型の特徴へ近づきつつあります。この傾向は、教育界の場合も同様で、年々女子教員が増加しております。すなわち、昭和四十年における教員総数のうち、女子教員の占める割合は、

幼稚園九四％、小学校四八・四％、中学校二五・四％、高等学校一七・三％、特殊教育諸学校四〇・八％であり、県によつては小学校で平均六五％に達しているところもあり、有配偶者の割合も小、中学校女子教員の三分の二を占めております。このような女子教員の増加傾向は、アメリカ、ソ連、イギリス、フランス等の工業諸国における高い女子教員比率を見るまでもなく、今後さらに増えるものと考えられます。

ところで、わが国の女子教員の出生状況はどうかといいますと、昭和四十年年度において、公立小、中、高校の女子教員二十三万人中、約二万人が出生をしております。出生率は八・六％であり、これはわが国の女子雇用者全体の出生率二・四％をはるかに上回っております。これらの母親になった女子教員たちは、その生児を親族に見てもらったり、子守りを雇ったり、よそへ預けたり、ごく少数は保育所に頼んで勤務しておりますが、中にはこうしたこともできなくて、やむなく退職する人々も相当数にのぼっております。たとえば、昭和三十六年度の公立小、中、高校における女子教員の退職者六千二百四十九名中、三十四歳以下は六六・三％を占めており、その大部分の退職理由は育児、出産であります。つまり、教育界においては出産者総数の約四分の一が育児のために年々退職しております。こうした実情は、考慮されるべき幾多の問題があるように思われます。

その第一は、今後一そう乳幼児をかかえる女子教員が増加する傾向にあるものの、保育のためにやむなく退職する人々が多いということは、熟練度も高く、人間的にも成熟した女子教員を失うことであり、教育上の損失が大きく、国の教育投資の効果を減殺することになります。

第二には、保育のためにやむなく退職した女子教員が再就職したいという場合には、わが国では給与、年金、退職手当、採用年齢制限等という制度上の障害があるほか、本人自身の能力の停滞もしくは減退という問題もあり、非常に困難であります。

第三には、責任ある乳児の保育施設がことに少ないわが国の現状から、婦人の職場進出が社会的要請として促進されていることに関連して、私設の乳児施設が流行し、高い託児料にあわせて乳児を不注意から死亡せしめる等の事故が起こっております。これは、御承知のとおりであります。これは社会的現実の急速な進展に対して、国の施策が著しく立ちおくれしているその矛盾のあらわれといふべきであり、まづ、このような現実の中で、婦人の多い職場ではつとに保育休暇もしくは保育休業の制度が問題となり、電電公社では当局と組合との協約に基づいて、昭和四十年年度から向こう三年間にわたり、育児休業制度をテスト的に実施することに踏み切っております。これはわが国で最初の試みと言えましようが、このような問題は女子教員の多い教育界でも真剣に検討されており、日教組でも全国教育長協議会でも制度の実現を強く希望しているところであります。

第四には、世界的な女子雇用者の増加傾向の中で既婚婦人の雇用問題が国際的共通課題となり、一九六五年六月のILO総会において、「家庭の責任をもつ婦人の雇用に関する勧告」が採択され、育児のための休暇休職制や退職した婦人の職場復帰の問題が取り上げられました。これは既婚婦人が直面する育児と職場の両立という問題について、個人ではなく社会全体の責任として処理すべきことを提唱しているものと思われます。右の趣旨は、昨行われた「ILOユネスコ共同の教員の地位に関する勧告」にも詳細に盛り込まれているところであります。

以上申しました諸点を考慮いたしました結果、この際、国公立の幼稚園から高等学校までの諸学校において育児休業制度を設け、女子教育職員が育児のために退職することを防止することにより、経験ある女子教育職員を確保して教育水準の維持向上をはかることを目的として本法律案を提出した次第であります。

法案の内容をいたしましては、第一に、国立または公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、

ろう学校、養護学校、幼稚園に勤務する女子の校長、教諭、養護教諭、常勤の講師、実習助手及び寮母を対象として、その生児を育てる女子教育職員から請求があつたときは、その生児が満一年に達する日までを限度として、任命権者は育児休業を承認しなければならぬことといたしました。

第二には、この育児休業は、死亡や養子等のため育てる子がなくなったとき、本人の再出産があつたときや、本人が休職または停職の処分を受けたとき、または、本人から申し出があつたとき等には中途でも終了することを定めております。

第三には、育児休業を承認された女子教育職員は、その期間中、身分は保有するが職務に従事しないこと、また給与については、国立学校の場合俸給及び諸手当（通勤手当、超勤手当を除く）の百分の八十を支給されるべきこと、公立学校の場合にはこれに準ずべきこと、また、育児休業をとつたことを理由に、本人が不利益な取り扱いを受けないこと、その他退職手当公務災害保障制度における運用について定めております。

第四には、任命権者は、育児休業中の女子教育職員の職務を補うために、正式採用の教員を配置しなければならぬこと、それが不可能または著しく困難なときは臨時任用の教員を配置することとができる旨を定めております。なお、これに関連して、附則において文部省設置法、公立義務教育法律、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員の標準等に関する法律の定員もしくは定数算定方法をそれぞれ改めております。すなわち、補充教員については、正式採用教員のワタを女子教育職員総数の二％とし、なお不足する場合は臨時任用教員をもつて充てて考慮しているものであります。

第五には、附則において、本法の施行期日を公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日といたしました。これは制度実施のために若干の準備期間が必要であることを考慮したからにほかならないのであります。

第六には、同じく附則において本法の対象となる女子教育職員について、当分の間、普通免許状を有する女子の助教諭、養護助教諭をも加えることを定めております。これは教員需給のアンバランスから、免許状該当課目以外の課目を臨時免許状によつて担当している教員がいまなお多い実情に立つての当面の救済措置であります。

以上、本法律案の提案理由と内容の概略を御説明申し上げました。何とぞ十分御審議の上、すみやかにご賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（大谷藤之助君） 以上で本法案についての提案理由の説明聴取は終わりました。

○委員長（大谷藤之助君） 教育、文化及び學術に関する調査中、昭和四十二年文部省の施策及び予算に関する件を議題といたします。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

なお、政府側より鈴木文部大臣、斎藤初中局長が出席いたしております。

○鈴木力君 大臣にひとつ伺いをいたしたいのは、これはお伺いする前にちょっと私どもの態度を申し上げるけれども、先日行なわれました全国教育委員長会議、それから全国教育長会議の二つが行なわれたようでありまして、新聞の報道によりますと、大臣のごあいさつと福田次官のごあいさつとが著しく食い違つておる。しかも、この福田次官のあいさつも、新聞記事によりますと、何か意図的に民主団体を誹謗するといった態度が非常に強く見えておるわけでありまして、こういう点について若干お伺いをいたしたいと思ひます。これはなお私も今日まで、大臣に対して文部省と日教組との関係につきましましては、継続的に御質疑を申し上げておる途中なのでありますけれども、この次官の発言について、文部省がどういう態度でこういう発言をしておるのか、そういう経緯を伺いたしたいのでありますが、ちょっと読んでみますと、文部大臣のおっしゃったことは、

まあ日教組に対する件について申し上げますと、日教組も以前のような行き過ぎた行為は影をひそめ、少しづつ正常な教育活動ととりつつある。しかし云々、とあります。ところが福田次官の発言は、新聞記事によりますと、こういうことばを使っておる。「ユネスコ・ILOが採択した「教員の地位に関する勧告」にふれ「教育長もじゅうぶん検討の上、日教組に対し反論できる姿勢をもつて欲しい。勧告では専門職としての教職員団体をかなり高く評価している。しかし日教組は専門職の教職員団体とは似ても似つかぬ闘争にあけくれる団体である。さらに日教組は勧告のなみをつまみ食いし、要求書を書面で提出してきたが文部省はこれを拒んだ」、こういう表現で新聞は伝えておるのでありますが、まあこれは新聞記事でありますから、どういふことばを直接使ったのかは私はわかりませんけれども、少なくともいま国会でもこの日教組と文部省との関係を、私も衆議院でもたぶん大臣に御質問申し上げた。そういうことを重ねておるのでありますけれども、その途中に次官が、しかも大臣とも違ったものすごく誹謗的な態度をとって発言をされるということは、文部省の中でどういふ扱いでこういう発言をされておるのか、その辺をまずお伺いをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 私もいま新聞を拜見しまして内容を知ったのでございますが、文部次官の発言につきましては、もちろん私の責任でございます。ただ、その当時私は在籍しておりましたので、その間の事情を局長から一応説明させていただきたい。

○鈴木力君 これは、この中身について議論をいたしますと相当長くなると思ひますから、私はこの議事の協力をするために、あまり長くは申し上げませんけれども、少なくとも次官が、大臣がいなかったから何言ったか知らないと言われれば、それはそれまでであります。次官が全国の教育長会議について、いま国会で審議している、まあ私も野党といはしますと、こうあるべきだといふ

意見を出しながら、いま大臣と審議中、あるいは質疑を申し上げている最中なわけですが、国会に出ないからといって、かつてなことをそっちでは言つて歩かれていくことになりまして、これは私は単に日教組と文部省という関係ではなしに、文部省の官僚は一体国会というものをどう見ているのか、こういうところまで発展する重大な問題だと思ひます。ですから、たとえば文部省の側からいいますと、いろいろ国会に対しては審議に協力をしてほしい、この法案が通らなければ文部省が困るからという言い方もあります。私もよくその事情はわかる。しかし、一方から言いますと、いま私もこの問題についてどうあられいいかというのを公式に大臣と国会の場で質疑の最中である。そういうときに、あえてこういう発言をしたというのは、私は文部次官は日教組に対して誹謗したということではなしに、国会における野党に対するこれは排他だとか見られないのです。これはそのときどう言つたかということとはあとでまた問題にするといはしたとしても、私も文部次官の発言をこうとらえるということについては大臣はどうなんですか。もっともだと思ひます。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 国会中にこういう発言をいたしましてたいへん皆さんを刺激したことは申しわけないと存じますが、しかし、文部次官が申しましたことは、これは日教組の教員の地位に関する勧告に対して、私に対する公文書をもちまして質問書を提出されました。これに對しまして、従来、日教組の公文書の質問書に對しまして文部省としては正式の回答をいたしたことはないと聞いておりますが、私はやはり事を明確にするという意味におきまして、文書をもって回答すべきであるという考え方をもちまして、これに對して回答をされたのでございます。文部次官が読み上げたものではなかつたか、その意味におきましては、それと的確に合うかどうか、いままだ調べてみておりませんが、的確に合うようなことばでありましたならば、全くこれは私の責任でございまして、次官の責任ではないと私は考えております。

追加いたしました。私の感想を教育長に申し上げました。それは、文部大臣の当然の責務は、教育者が教育の場におきましてほんとうに教育者として教育に没頭していただく、精選していただく条件をつくること文部大臣の責務であると考えておる。不幸にして、ただいま日教組と会見をしないというふうな状態におちいつておりますけれども、私自身としましては、お会いして要望を聞くとか聞かぬとかいふことをこえて、現場におきます教育者の要望を實際上の施策の上に取上げていきたい、またいふことが使命だと考える。それで、いまの話し合いができないのはきわめて私としては不幸な状態だと考えておるということを申し上げました。私と日教組の諸君とがほんとうに胸襟を開いて話し得るような状況になりますことを念願にいたしておりますし、またそれに対します努力は今後ともいたしてまいる決意でございます。

○小野明君 わかりました。それで不幸な状態といふことについては私も同感でありますけれども、なお大臣に積極的なそういう点の努力をお願いしたい、こういう立場から私は以下お尋ねをしてまいりたいと思ひます。

○鈴木力君 これ、この中身について議論をいたしますと相当長くなると思ひますから、私はこの議事の協力をするために、あまり長くは申し上げませんけれども、少なくとも次官が、大臣がいなかったから何言ったか知らないと言われれば、それはそれまでであります。次官が全国の教育長会議について、いま国会で審議している、まあ私も野党といはしますと、こうあるべきだといふ

○鈴木力君 それじゃ私はこれで終わります。○小野明君 私も大臣と日教組との交渉の問題について若干お尋ねをいたしたいと思つております。それで、前回の秋山委員の質問によりまして、一体、大臣と日教組との交渉のどこに隘路があるのか、こういう点については大臣の誠意ある答弁によつて私もわかつたわけでありまして、それから、そういう答弁がありましたが、この日教組と文部大臣との交渉を開くにあつた隘路、これをやはり私としては打開をしていただきたい。また、大臣の熱意と努力によつて打開できないものではないのか、こういう気がいたすのであります。そういう党内事情なり、あるいは省内外における問題解決に努力をされるお気持ちがあるものかどうか、この点をまずお尋ねをしてみたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 昨日、実は教育長会議で、私、発言をいたしました。私のあいさつに

追記いたしました。私の感想を教育長に申し上げました。それは、文部大臣の当然の責務は、教育者が教育の場におきましてほんとうに教育者として教育に没頭していただく、精選していただく条件をつくること文部大臣の責務であると考えておる。不幸にして、ただいま日教組と会見をしないというふうな状態におちいつておりますけれども、私自身としましては、お会いして要望を聞くとか聞かぬとかいふことをこえて、現場におきます教育者の要望を實際上の施策の上に取上げていきたい、またいふことが使命だと考える。それで、いまの話し合いができないのはきわめて私としては不幸な状態だと考えておるということを申し上げました。私と日教組の諸君とがほんとうに胸襟を開いて話し得るような状況になりますことを念願にいたしておりますし、またそれに対します努力は今後ともいたしてまいる決意でございます。

○小野明君 わかりました。それで不幸な状態といふことについては私も同感でありますけれども、なお大臣に積極的なそういう点の努力をお願いしたい、こういう立場から私は以下お尋ねをしてまいりたいと思ひます。

○鈴木力君 それじゃ私はこれで終わります。○小野明君 私も大臣と日教組との交渉の問題について若干お尋ねをいたしたいと思つております。それで、前回の秋山委員の質問によりまして、一体、大臣と日教組との交渉のどこに隘路があるのか、こういう点については大臣の誠意ある答弁によつて私もわかつたわけでありまして、それから、そういう答弁がありましたが、この日教組と文部大臣との交渉を開くにあつた隘路、これをやはり私としては打開をしていただきたい。また、大臣の熱意と努力によつて打開できないものではないのか、こういう気がいたすのであります。そういう党内事情なり、あるいは省内外における問題解決に努力をされるお気持ちがあるものかどうか、この点をまずお尋ねをしてみたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 昨日、実は教育長会議で、私、発言をいたしました。私のあいさつに

けれども、総理がおりませんから、このことを文部大臣に言うのはどうかと思うし、また、大臣もこの点については御承知ではなからうかと思うのですが、総理がこういうあいさつをしておられるわけですね。ドライヤー提案による労使間の定期会談が開かれることになったことについてはたいへん喜ばしい。相互信頼確立のためにぜひ定期的に会合を行なっていきたいというのが第一点。それから第二点は、そのためには一番問題のある文部大臣と日教組との話し合いの問題が一番焦点となっておられるけれども、いろんな問題もあることだし、このような定期的な会合の中において条件をつくり上げていきたい、こういうあいさつをしておられる。なおこの点に対して総評側から岩井事務局長がこういう質問をしておられるわけです。文部大臣と日教組の話し合いを陳情請願ということではなく、官房長官との予備会談の中で統一した話し合いということに統一して、できるだけ早く条件を整備して話し合いができるように努力する、こういうふうに受け取ってよろしいか、総理はこの質問を受けまして、話し合いが早急にできるように措置をする、こういうふうに答えられておられるわけがあります。こういったことが前提になりました。中村文相と日教組との会談というのが一昨年であります。八月二十六日に開かれておる。こういった経過を踏まえて今日来ておる。この総理の最初のあいさつの中にあります趣旨というものは、今日、佐藤内閣でありますから、私は当然、文部行政の中に一貫すべきだと思ふのであります。この点についてどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(棚田吾郎君) 総評との会合におきましてそういうお話が出、また、総理からそういう話があったのは私も承知いたしております。その結果として、文部大臣が日教組と話し合いをいたすことになりましたし、前後三回でございますが、話が行なわれたと思います。その話の中間におきまして、中村文部大臣から例の三条件を出されたのも事実でございます。この条件は、もちろんその話し合いにおきましてこれを聞かなければ話し

合いを開かないという意味の条件ではないけれども、しかし、文部省としては重大な関心を持った強い要望であるというような態度であつたようでございます。その後、会見する二人に限るとか何かという話し合いもあつたようでございますが、その後話し合いが行なわれてまいっております。それから有田文部大臣になりましてから、その要望に對しまして、日教組のほうで何ら考慮の余地のないような状況においては、話し合いをいたしましてでも教育上有効な話し合いの結果を得られるとは思われないから話し合いをしないということ、で、有田文部大臣の場合は話し合いをいたさなかつたと聞いております。それで、次に私が引き受けて今日に至つておるわけでございますが、私もやはり有田文部大臣と同じように、あの三つの条件は話し合いの条件として出されたのではなな関心をくても、しかし、私どもとしては重大な関心を持つた条項でございまして、これに對してやはり善意ある態度でおられれば別でございしますが、これに對しては一步も顧みないというような態度であられますと、基本的にやはり話し合いを続けていくという状態にまで私の立場としましては進められてまいるわけにはいかない、こういうので会見をお断わりし続けてまいつておるのでございます。私は、そこで、御質問の趣旨にはないことでございしますが、しかし、労働組合と政府との間におきまして相互信頼の觀念を持つて話し合いをするということとは、ドライヤー委員会の忠告を待つまでもなくきわめて必要なことではないかと思ひます。でございますから、何とか打開する意味におきましては、この総評との話し合いをつけていただいて、その間におきまして個々に問題の解決策を見出す方法はないかどうか、むしろそういつたような意味において、文部大臣と会わなければ政府と総評との話し合いも中断したまふということとでなしに、これは、やはり労働組合と政府との相互不信感を取り除く意味合いにおきまして、現段階において何とか話し合いを続けていただく方法法を総評の側においても、また政府も——これは

そうなれば、私は政府のほうに進言をいたしま
 す——ことはできないかどうか。これは、少なく
 とも私がそういう話し合いをするという努力を払
 う一つの方法の場面ではないかと、私はそう認識
 いたしておるのでございます。

○小野明君 御趣旨、よくわかりますが、私ど
 もも党の立場からも、ぜひこのドライヤー委員
 会——国際常識の場において勧告をされておるわ
 けでありますから、この精神ののつとめた定期会
 談が開かれるように努力をしまいたい、こうい
 う気持ちでおるわけあります。しかし、大臣が
 前段述べられました問題であります、中村文部
 大臣は、この三つの問題は条件ではない、強い要
 望である、こういうふうに言われておるのであり
 ます。で、これは当時から今日まで一貫してお
 るのであります、この点については、大臣に
 おいても同様であるかどうか。前回の鈴木委員
 なり、あるいは秋山委員の質問によります御回
 答から見ますと、私は、中村文相と同じ御態度
 であるかと、このように受け取らざるを得ない
 のであります。

すが、いかがでございますか。

○国務大臣(鈴木幸弘君) それは中村文部大臣
 のみならず、有田文部大臣、それから私に続き
 まして一貫した私も文部省としての態度でござ
 います。

○小野明君 それでは次に、日教組から文部大
 臣に対して質問書が出されました。それに対
 しまして、いまの鈴木委員の質問からお伺いし
 ますと、回答を出された、こういうふうになら
 んでございまして、これは、いつ回答を出した
 のですか。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 実は先ほど私が、こ
 れは文部省からの文書による回答と申し上げ
 ましたが、実は文書によりましての正式の回答
 ではなくして、その内容につきましては、局長か
 ら日教組のほうに申し上げたのでございませ
 ん、その申し上げたのは、内容は、書いたもの
 で差し上げたというところでございます。

○小野明君 そうしますと、大臣が言われました
 正式回答というのではないのですか。ここに私は
 写し、いわゆるメモの写しを持っておるのです
 が、

これですか。——これはどうして正式回答をお出しにならないか。あるいはこのメモというものの性格は一体何なのか。少なくとも先ほどの大臣の御趣旨からいきますと、かなり違った方向で片づけられておる、いわば仮領収書みたいなほんとにやっておるという点がうかがわれるのですが、いかがですか。

○政府委員（斎藤正吾） 日教組が、ちょうど四月の四日に、教員の地位に関する勧告についての一種の質問状、向こうのことはよれば、公開質問状のようなものを持ってまいられました。私そのときに——ちよつと経緯を申し上げませんとメモの意味がわかりませんが、私はその中で、各条項の実施をどうするかということを質問しております。しかし、この勧告自体は実はどういうふうに受け取っておるか、また、その勧告に應ずるこの報告ということ自体についても非常に性急に行なわれるんだというような誤解を持ってまいりました。実はこの勧告を受けるべき混合委員会の設置自体もまだ国際間で組織権限も議題になっておらない。それから定期報告というものがどういう形で行なわれるかも、まだ、したがって、議題になっていない時期に、こういう質問状を、個々の条項で出すこと自体がおかしいじゃないかということをおししました。むしろ、こういうものがある時期に至って、政府がどういうふうな態度を固めるかという問題であって、早急にやることはこの事柄の性質としておかしいじゃないかということをおし上げました。その後、私といたしましては、ただ正式の地位に関する勧告の報告書ができたならば、日教組にもよすかという問題がございます。ですから、それは私は、はっきり文部省として回答すべきことであるから、次にこれらとときに、それは私の口から、これは日教組を含めてあらゆる教員団体に、文部省としては正式のものが出来ましたらお送りしますということは申し上げました。それで問題は、実はいま全部にわたって条項を、文部省の態度というものを全部についできめるべき時期でもない、国際的な勧告なんとな

そんなれば、私は政府のほうに進言をいたしま
す——ことはできないかどうか。これは、少なく
とも私がそういう話し合いをするという努力を払
う一つの方法の場面ではないかと、私はそう認識
いたしておるのでございます。

○小野明君　御趣旨、よくわかりますが、私ど
も党の立場からも、ぜひこのドライヤー委員
会——国際常識の場において勧告をされておるわ
けでありますから、この精神ののつとめた定期会
談が開かれるように努力をしてまいりたい、こう
いう気持ちでおるわけあります。しかし、大臣が
前段述べられました問題でありますが、中村文部
大臣は、この三つの問題は条件ではない、強い要望
である、こういうふうに言われておるのでありま
す。で、これは当時から今日まで一貫しておると
思うのでありますが、この点については、大臣に
おいても同様であるかどうか。前回の鈴木委員
なりましたら、あるいは秋山委員の質問によりま
す御回答かあら見ますと、私は、中村文相と同じ御態度であ
るものと、このように受け取らざるを得ないのであ
りますが、いかがでございますか。

○国務大臣(剣木亨弘君)　それは中村文部大
臣のみならず、有田文部大臣、それから私に続きま
し一貫した私も文部省としての態度でございます。
○小野明君　それでは次に、日教組から文部大
臣に対して質問書が出されました。それに対しま
して、いまの鈴木委員の質問からお伺いしますと、
回答を出されたところ、こういうふうにならばと
言われるのでございまして、これが、いろいろ回
答をお出しになったのですか。

○国務大臣(剣木亨弘君)　実は先ほど私が、こ
れは文部省からの文書による回答と申し上げまし
たが、実は文書によりましての正式の回答ではな
く、その内容につきましましての説明を局長から
日教組のほうに申し上げたのでございまして、そ
の申し上げたのは、内容は、書いたもので差し上
げたということでございます。

○小野明君　そうしますと、大臣が言われました
正式回答というのではないのですね。ここに私は
、正しいいわゆるメモの写しを持っておるのですが、

これですか。——これはどうして正式回答を出しにならないか。あるいはこのメモというものの性格は一体何なのか。少なくとも先ほどの大臣の御趣旨からいきますと、かなり違った方向で片づけられておる、いわば仮領収書みたいなほんとにやっておるという点がうかがわれるのですが、いかがですか。

○政府委員（斎藤正吾） 日教組が、ちょうど四月の四日に、教員の地位に関する勧告についての一種の質問状、向こうのことはよれば、公開質問状のようなものを持ってまいられました。私そのときに——ちよつと経緯を申し上げませんとメモの意味がわかりませんが、私はその中で、各条項の実施をどうするかということを質問しております。しかし、この勧告自体は実はどういうふうに受け取っておるか、また、その勧告に應ずるこの報告ということ自体についても非常に性急に行なわれるんだというような誤解を持ってまいりました。実はこの勧告を受けるべき混合委員会の設置自体もまだ国際間で組織権限も議題になっておらない。それから定期報告というものがどういう形で行なわれるかも、まだ、したがって、議題になっていない時期に、こういう質問状を、個々の条項で出すこと自体がおかしいじゃないかということを私は申しました。むしろ、こういうものはある時期に至って、政府がどういうふうな態度を固めるかという問題であって、早急にやることはこの事柄の性質としておかしいじゃないかということを申し上げました。その後、私といたしましては、ただ正式の地位に関する勧告の報告書ができたならば、日教組にもよすかという問題がございます。ですから、それは私は、はっきり文部省として回答すべきことであるから、次にこれらとときに、それは私の口から、これは日教組を含めてあらゆる教員団体に、文部省としては正式の訳が出てきましたらお送りしますということとは申し上げました。それで問題は、実はいま全部にわたって条項を、文部省の態度というものを全部についできめるべき時期でもない、国際的な勧告なんとな

いうのはそういうものなから、しかし、せっかく質問が出てきたのだから、われわれは担当者としてどういうふうにかかっているか、担当の審議官によく説明させよう、相当誤解がありますよ、この勧告そのものについても、あるいは提出の時期についてもということ、しかし、それもことばで言っているだけではわからぬから、その要旨というものの形でもお帰りにするものが一番いいだろう。そのメモをつくるにつぎましては、私たち初中局の担当者だけではなく、一応、これは大臣までも私どもがこういうふうな当面考えておるということについてはお目にかけた上で、そうして世間的にはクラブにも私どもの態度を発表し、また、日教組がこられた場合には、担当の審議官から、現在そういうことで、どういうポジションをとっておるかということ、詳しく説明する。ある部分については非常に誤解しておられる点もございしますが、特に報告の時期等も非常に性急なものだというふうにかかっている点、これは全く誤解しておられましたし、また、勧告自体の内容の誤りその他についても、かなり違っている部分があります。そういう意味で、私はこういうものの性質として解説をし、そうしてメモで渡すのが一番いいという考え方で渡して説明をさせた、こういう事情でございします。

○小野明君 そうしますと、この日教組の質問状を読んでみますと、今日に至るも去年より日教組に対して勧告文書の送付はもとより、とらるべき措置については何の話し合いもないか、こういう抗議が出ておるのではありませんか、正式に文書がくれば、当然、日教組にも送る、こういうことですね、協議を求めるといふことですね。

○政府委員(斎藤正君) その点は、私から正式回答として申し上げた部分は一つだけですが、あとその内容は、いま私の、責任者の口からこの勧告について正式にどうのこうのというもののじゃなくて、それについてどういうふうなポジションをとっておるかということ、むしろ解

説するほうが適當であるということで、担当の審議官に説明させた、こういうことであります。ですから、お送りします点は正式の回答を私は口答でいたしました。

○小野明君 文部省にはこれはまだ来ていないのですか。これには、私の持つておる資料では昨年十一月のILOの理事会でモース事務局長から各国政府に対して、十二月一日から一年以内に各国内におけるべき機関及び教員団体に勧告文書を配付し、その結果とられた措置について報告を求め、こういうふうになつておるのでありますけれども、まだ日本政府に対しては、文部省に対しては、これは到着しておりません。

○政府委員(斎藤正君) これは文書が国際関係のことでございしますから、参りますと、われわれは実際上仮訳というものはいたしますけれども、外務省においてこういう文書は正式の訳をつくる。それができました昨には配るといふことでございします。それからなお、いまおっしゃったように、十二月一日から一年以内にしかるべき措置報告をおたつたのであります。これは、これをしかるべき機関及び関係団体に配付する、その配付したその点についての経緯を報告しろ、こういうことであります。日教組はこの質問を出しましたが、そうじゃなくて、何か勧告自体についてとつて措置を一年以内に報告しろというように誤解をされておるようであります。これはそういう性急のものじゃなくて、先ほど申しましたように、このILOとユネスコの両者の混合委員会をどういうふうに進めさせ、それはどういふ権限を持ち、どういふ報告を受けるかというところは全く今後の問題でありまして、一年以内にというのはそういうところからかからない事柄であります。その点は日教組のほうも誤解しておつたと思ひます。

○小野明君 もちろんこの措置というものは、この勧告に伴う措置というものは日にちを要する問題だと思ひます。しかし、完全に日教組には、教員団体として認めない、だから文書も配付

をしない、こういう態度であるかのような印象を受けておるのですが、そうではないでしようね。

○政府委員(斎藤正君) そうではございせん、この教員団体、これは組合であらうと、それからいわれる研究団体であらうと、おおよそ教員の主要な団体に対してはお送りいたしますというところを申し上げておりました。ただ、先生がおっしゃったのは、まあこれは先ほどの御質問に關係しますけれども、日教組の質問の中で、直ちに日教組が、勧告にこういうことを書いてあるのだから、教育課程その他教材についての参加を要望してきた、質問を出してまいりましたから、それに対しては、われわれはこの勧告にいてるその事柄のイメージと、現在、日教組のとられてる現実の行動とは懸隔があるので、そして教育課程その他の問題については、これは現場の教員その他の報告によつて教育課程審議会で審議をしていくのではないといふことを申し上げておりました。ただ、送付の点は私からはつきりお送りするというところを申し上げておるわけでございします。

○小野明君 非常に微妙な言ひまわしなのであります。いまの局長の答弁から伺いますと、これは、日教組というものはこの勧告におきま教員団体と非常に懸隔がある、違ふのだ、イメージというこばで言われたのですけれども、事はイメージで済まない問題ですね。この点について大臣は一体、この日教組というのはILO、ユネスコの勧告を受くべき教員団体であるとお考えになつておるのかどうか。あるいはいま初中局長がお話になつたように非常に懸隔がある、受くべき団体ではない、極言すればですね、こういうお考えであるか。これはきわめて重要な問題であります。お尋ねをしたいと思います。

○國務大臣(棚田吾郎) 私もまだ細部にわたつてまして十分の研究をいたしていませんから、間違ひましたら局長から訂正させていただきますが、この教員の地位に關する勧告そのものの考え方でございますが、これは一言にして申し上げますと、私は日本のように教員の地位がずいぶん前から確立いたしておりまして、公務員もしくは地方公務員として、その地位は一般公務員と同等もしくはそれ以上の給与を受けておる、こういうふうな国に對する教員を對象にして地位に關する勧告を出したのじゃなくて、相当後進性の強い、また国によりましては先進国でありまして、教員の地位については確立した法的根拠もなく、場合によれば一種の臨時的な請け負い關係でありますとか、雇用關係でありますとか、そういったような教員に對する明確なる地位のあれがない、こういう國に對しまして教員の地位に關する勧告を出したのが、この勧告の趣旨でございまして、おそらく日本のように教員の地位は確立しておりますし、その待遇においても、一般公務員と同等もしくはそれ以上の待遇をいたしております國に對するこの勧告とは、相当ほど遠いと思ひます。それから日教組を除外するかという問題でございしますが、この勧告の中にありますように、この教員の団体が相當協力的な団体といふことを位置づけておるのでございまして、そういう意味から申し上げますと、私は全体から申し上げますと、また勧告の趣旨から申し上げますと、やはり相當の隔たりがあると思ひます。ただ、一般論として、この勧告は、あくまで優良なる教員を確保する、そのためには教員の地位を向上させなければならぬといふ趣旨、その趣旨につきましては、すべての教員団体、それらの雇用を除外するとか、そういうことでなしに、一般的にこれは包含しておるものと考えます。そういう意味において、勧告の解釈上、非常に違つたニュアンスと申しますか、イメージと申しますか、そういうものがあることは事実だと私は思ひます。

○小野明君 先ほどまでは、私は大臣のお話はよく理解したつもりであります。いまの御答弁は全く理解いかぬです。私は大臣のおっしゃることと全く反対です。教員の地位が確保され、そしてほかの公務員よりも高い給与を受けておるなんという、とんでもない、どこかよその國のお話の

は日本のように教員の地位がずいぶん前から確立いたしておりまして、公務員もしくは地方公務員として、その地位は一般公務員と同等もしくはそれ以上の給与を受けておる、こういうふうな国に對する教員を對象にして地位に關する勧告を出したのじゃなくて、相当後進性の強い、また国によりましては先進国でありまして、教員の地位については確立した法的根拠もなく、場合によれば一種の臨時的な請け負い關係でありますとか、雇用關係でありますとか、そういったような教員に對する明確なる地位のあれがない、こういう國に對しまして教員の地位に關する勧告を出したのが、この勧告の趣旨でございまして、おそらく日本のように教員の地位は確立しておりますし、その待遇においても、一般公務員と同等もしくはそれ以上の待遇をいたしております國に對するこの勧告とは、相当ほど遠いと思ひます。それから日教組を除外するかという問題でございしますが、この勧告の中にありますように、この教員の団体が相當協力的な団体といふことを位置づけておるのでございまして、そういう意味から申し上げますと、私は全体から申し上げますと、また勧告の趣旨から申し上げますと、やはり相當の隔たりがあると思ひます。ただ、一般論として、この勧告は、あくまで優良なる教員を確保する、そのためには教員の地位を向上させなければならぬといふ趣旨、その趣旨につきましては、すべての教員団体、それらの雇用を除外するとか、そういうことでなしに、一般的にこれは包含しておるものと考えます。そういう意味において、勧告の解釈上、非常に違つたニュアンスと申しますか、イメージと申しますか、そういうものがあることは事実だと私は思ひます。

ように受け取らざるを得ぬわけですね。それで、これは大臣もまだ十分な研究をされておられるわけでもないと思うし、私もこの勧告について十分な研究をしておるわけではないのであります。で、勧告文の一番おしまいにこういうことが書いてある。「最終規定」というところに、「教員がいくつかの点で本勧告に規定されているより有利な地位を享受しているところでは、この勧告より有利な地位を享受していただくことは、私はそういうふうに思いませんけれども、有利な地位を享受しているところでは、本勧告の諸規定がすでに与えられている地位を引き下げるようなことがなつてはならない。」これは引き上げなければいけません、これが勧告の全体を流れる趣旨だと思ふのです。この点については異論がないと思う。

それで、最初の質問であります、どうも大臣の御答弁を聞いておりますと、日教組というのは、どうもやっぱりイメージが違ふのだという回答の域を抜けません。その一つの理由に、政府の施策に協力的な団体でないということをおあげられた。これは私は全くの憲法や教育基本法の違反である。このように断定せざるを得ぬ。これは大臣も戦前の教育あるいは戦後の教育、この点について、どこに差があるかというところは御承知のとおりであります。戦前はやはり中央集権制度の中で、そういう教育体制の中でこのお上の言うことには全然反対できない、あるいは目隠しをされて、忠君愛国なり、あるいは戦争の方向にかり出されていったということが一つの特徴としてあげられる。そういう意味での協力というなら、それは意味がない。戦後の大きな改革の中で文部行政をあるいは批判し、あるいは文教行政を批判し、あるいは思想信条の自由に基づいてこの是正を求めるところに私は憲法的精神があると思ふんで、おっしゃるようなこの協力的な団体でないから勧告の前文には教員の、教員団体の二面性というものが強調されておるわけですね。これは御承知だと思ふんですが、前文の中に、これか

ら見ると、ちょっと読んでみますがね、前文の中には、「教員に適用される現行国際諸条約」とくにILO総会で採択された結社の自由及び団体結権保護条約、団体結権及び団体交渉権条約、同一報酬条約、差別待遇条約、ユネスコ総会で採択された教育の差別反対条約等の基本的人権の問題ですね。いわばこれは教師が労働者としての一面を強調されておると思ふんですね。もう一面は、「また、ユネスコおよび国際教育局が合同で召集した国際公教育会議で採択された初等中等学校教員の養成と地位の諸側面に関する諸勧告、およびユネスコ総会で、一九六二年に採択された技術・職業教育に関する勧告にも注目し」と、こういうことで教師の身分、生活を守る任務というのと、教育政策の改善進歩に貢献をする任務と、この二面を教員団体が持つべきであるということが、この前文に私は書かれていますと思ふんですが、この前文から考えてみますと、日教組が、言われるようなこの勧告に当たらないような教員団体、こう言われることは、私はこの事実を曲げるものではないか、こういうふうなことを考へるんですが、いかがですか。日教組が、この勧告に適用される団体かどうかということはきわめて重要な問題です。だから、その点をきちんとひとつ大臣のお考えを聞かしていただきたいと思ふんです。

○国務大臣(鈴木幸弘君) これはやはり小野委員のおっしゃいますように、教員の性格として二つありあるというところは是認されると思ふんですが、ただ、私が申しますのは、特に教育政策とか、そういうものに参画するということの意味におきましては、あとに申されましてこの性格ですか、これがやはりうたわれておると思ふのでございまして、その勧告自体が、もちろん前にも申しましたように、概括的には全部の教員団体を対象としておることはもちろんでございますし、それから先ほど申されまして、この勧告以上の点がありまして、私どもとしては勧告の線まで引き下げようなんて毛頭考えておりません。よ

う、以上にはやはり教師の待遇をよくするということについては努力すべき問題だと思ひます。ただ、日教組の性格そのものが、この勧告自体を相当全体として考えますと、その勧告の趣旨とは多少異なつたニュアンスというのか、そういうことばで言ひあらわしておりますが、そういうものを持つておるといふことだけはこの勧告全体を通して見られることではございません。そう私は解釈いたしております。

○小野明君 その点は私納得できないんですが、定義についても、勧告はこういうふう書いてあるわけですね、「教員」という語は、学校において生徒の教育に責任を持つすべての人びとをいふ」と、それからこの範囲、適用の範囲というところに、「本勧告は、公立・私立共に中等教育終了段階までの学校、すなわち、技術教育、職業教育および芸術教育を行なうものを含めて、保育園・幼稚園・初等および中等または中等学校のすべての教員に適用される。」のだ、こういうふうな定義の中に書いてある。それで私お尋ねをしたいのは、この勧告に日教組が適用を受けるか受けないかというのには自明の理なんです、当然私はこの勧告の範囲に入るべきだと思ふんですが、入らぬとあなたはおっしゃるわけじゃないですか。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 勧告の趣旨にありまして、教員個々の問題としては全部入ると、こう考えますが、勧告は一つの日教組という団体でなく、いまの定義から申しますと、個々の教員のことを言つておるのであって、団体のことを言つておるのじゃないと思つております。

○小野明君 そうすると、日教組はここに言う教員団体ではないんですか、どうですか。

○政府委員(斎藤正君) 勧告では、教員団体について、およそ組合としての労働条件の維持改善を目的とするもの、その他のいわゆる研究的な団体も、あらゆるものを勧告では想定しております。私どもが申しますのは、そういう意味で形式的にこの勧告にいう教員団体があるということはそれとおりだけれども、しかし、日教組がいま直ちに

政策決定の参加や、それから教材、教具の開発への参加を要望して参りましたので、それを言われらば、この勧告の第六項及び七十二項という、ゼネラルレポートで言つておるようによいその批判はこれは自由でございまして、けれども、その教育政策の実施については、やはり完全な協力者というのを前提として書いておるのだから、そういうたまたまに立つと、われわれは現在日教組の行なつておることが、この勧告でいうイメージとは相当懸隔があるのではないかと、このことを申しておるのであります、で、ございまして、形式的に言えば入るので、ですから、いろいろな勧告を送るか送らぬかという問題になります。私はそれは正式のものができたらすぐ送りま。しかし、日教組の要望はそういう段階だから、直ちにいま文部省のいろいろな政策決定へ参加するということに要望されておるから、その問題については勧告にいう全体のイメージと懸隔があるので、直ちに政策へのこれに加えるというつもりはない、こういう答弁をいたす次第でございます。

○鈴木力君 一つだけはつきりしておきたいんですが、いまの協力の態度ということを文部省はどう考へておるのかですね、つまり文部省が出した原案にすべて賛成する者を協力者というのか、違つた意見も集めながら正しいものをつくり上げようとする者を協力者というのか、そのどちらかといつておるのか、それをつきりさしてくだ

さい。

○政府委員(斎藤正君) 文部省のいろいろな考え方賛成をしなくて、そしてそれが意見を述べられるということ自体はちつとも差しつかえない。しかし、いろいろな法規に従つて権限ある者がきめて、そうしてそれを実行に移す場合に、その実行に反対をするというふうなことは、これは協力とは言えないのじゃないかと思ふのでございまして。批判はこれは何も日教組のみならず、あらゆる団体についていろいろな御批判があります。しかし、きめられたこと、権限ある者がきめた、そ

うして実行する責任者があるというときに、その実行に反対をすることは、私は協力じゃない、かように考えております。

○鈴木力君 関連ですから、一つだけもう少し念を押しておきたいのです。それはいまの協力者というものは、批判をすることは自由であるけれども、実行の場合に反対をするのはけしからぬと、こういう筋で、それはたとえば一つの会にメンバーとして入れて、反対意見を述べたけれども、全体でまとめたことに反対意見を述べたが、その反対の行動を続けているという場合には適用するかもしれない。メンバーに入れていないで、そうして批判をさせて、そうしてメンバーに入れていないで、それらの反対する意見は全然取り上げないような城をつくっておいて、反対運動するから非協力者だと、こういうレッテルを押すというのも文部省の態度なのかどうか、そのことをはっきりさしていただきたい。

○政府委員(斎藤正君) 先生のおっしゃった比喩は、たとえば一つの団体が団体の意思決定をする問題と、それから教育の問題についていかなる施策を決定するかというのを、法律あるいは法律に基づいていろいろな諸制度によって権限として与えられているということとは同一に論じられないのじゃないか、その批判は決定者が意思決定をする際に、あらゆるいろいろな相矛盾するものもございまして、あつちも、意見を聞いて、そうして権限ある者が責任を持ってきめていただくこと、ご意見から、一つの団体が意思決定をするという場合と、教育行政のいろいろなものをきめる場合とは、私は別個な問題じゃないか、かように考えます。

○鈴木力君 どうもごまかしてもらっては困るのですが、いま小野委員の説明は、日教組という団体が二面性がある。これは日教組と言わなくてもいいですね、組合というのは二面性がある。一つは労働組合といいますが、組合としての面と、一つは教育者の団体としての二面性がある。その場合に、政策の違いというのは、これは政策が違

えば違った運動をするという一面は持つておるわけですが、しかし、そういうものが立案の過程で協力をさせるかどうか、その意見をどう反映させるのか、反映をさせない場合にはどうか、これは法的な決定に従ってどうかということにはなるでしょう。そういう前提のところはシャットアウトしておいて非協力者と、こういうレッテルを張るのかどうかと、そういうことを聞いています。

○政府委員(斎藤正君) いろいろな教員団体が、目的が経済的な地位の向上を目的としながらも、教員である場合に、教育自体に関心を持つてくる傾向があり、また、教育団体、別に研究的な団体もやはり地位というようなその経済的な問題に関心を持つていろいろな行なわれておるということは事実でございます。で、日教組の組合の場合に、その経済的要求の問題は、これは権限ある者と交渉をする地位に立つておるわけでございますから、これは法律上も、実際も、非常に地位は保障されておるわけですが、そういう団体が、教育の政策について意見を言うという場合は、やはり教育の政策について建設的な批判があり、きめられたことは協力していただき、いやくもこれを実行できめられたことを阻止するということ、これは、その勧告に言う完全な協力者というイメージからは遠いんじゃないかということを、私どもは日教組に対して申しているわけでありまして。

○鈴木力君 関連ですから、非常に重要な要素を含んでおりますから、これだけ何え、あとで私は別の機会にこの問題について質問しますから。

○小野明君 この協力者という問題について私も異議があるのでありますけれども、鈴木委員のほうから関連が出ましたので、大臣のお考えについて聞いていただきたいと思います。大臣のお考えが、どうも私は、大臣が言われた教員については勧告を適用するけれども、教員団体——日教組には当たらないのだ、こういう印象が離れないのであります。そこで、再度私は大臣にお尋ねをしたいと思ふのですが、なるほどこの特別政府間会議で文部

省はこう主張しておるわけでありまして。教員団体にはこの職能団体、いわば日本の場合で言うと、日本教師会、それと労働団体に大別をされるということ、この勧告というものは、そのいづれを指すか不明である、したがって、勧告適用団体は職能団体に限定すべきであるという、こういう主張が日本政府といいますが、文部省の代表から述べられておる、これは全体で否決されている、その考えは否決されているのです、ですから、この二面性を持つておるのはこれは当然である、こういうことにこの勧告の作成の過程ではなっているのですが、この事実を大臣は御承知であるかどうか、それでもなおかつ適用団体でない、どうも初中局長との間に答弁の食い違いがあるので、再度お尋ねをしておきたいのです。

○政府委員(斎藤正君) いまの点はその会議ではございせん。政府間会議で政府代表が発言したこともございせん。むしろ、この政府間会議のもとなりますジュネーブにおける専門家会議として出たエキスパートがそのことを言われたのであります。で、この勧告自体は、教員団体はいろいろな性格のものもやはり皆入っているというふうな考えられるわけでありまして。

○小野明君 そこで、それはもちろん政府間会議に至る間の専門家会議であろうとけっこうなんでありますけれども、日教組は、私どもはこの職能団体、あるいは教育研究団体、こういってもけっこうですけれども、同時に教師の労働者、こういう面をやはり持つておると思うのです、持つておるがゆえにこの勧告に当たらない、こういう主張を続けられるのかどうか、勧告の適用団体である、こういうふうにはつきり言えはいわけて、大臣いかがですか。

○政府委員(斎藤正君) 先ほど申し上げましたように、この勧告で教員団体というものはいかなる性格のものでも入っているのだ、しかし、組合が教育政策の決定について、直ちに参加を求めたから、その部分についてはわれわれとしては、これはやはり勧告が、その団体の姿勢として、明らか

に完全な協力者ということを考えているのだと、そういう実態と遠いじゃないか、そういう実態のままで、直ちに教育政策への参加をするというふうに認められるというのは困るじゃないかということをお尋ねをしておきたいのです。

○小野明君 教育政策に関与云々という問題は、これはあとでまたやりたいと思うのですけれども、いまの局長の答弁では、勧告の適用に入っているのだ、こういう御答弁ですが、大臣はそれです。

○国務大臣(鈴木正弘君) 局長の答弁したとおりでございますが、私の言うことと多少のことばで、日教組というのを勧告が全部除外しているというふうにお聞き取りになりましたならば、それはその点は私取り消します。

○小野明君 これはしごく当然のことであろうと思ふのですが、次に私はいづれ最初にありました三条件、これは条件ではないというふうにお尋ねをしておるわけですが、この問題についてお尋ねをしてみたいと思ふのです。

この倫理綱領の問題であります、前回の鈴木委員の質問に対して大臣は、この倫理綱領というのは教員団体が持つては自由である、これはILOの勧告にも倫理綱領、行動綱領というふうなものがあるけれどもよろしいのだ、こういうことが書いてあるわけですね。これは思想、信条あるいは良心の自由、こういう憲法に保障されているのですから、教員団体がいかなるこの倫理綱領——いかなる綱領を持つておるというものが交渉再開の路には私はなり得ない、このようにまあ考えているわけですが、むしろ、日教組がこの倫理綱領を持つておるということについてけんをつける、ここに難点があるのだということとで交渉をやらないというものは、むしろ内政干渉といいたしかね、これは相互不介入ということがこの原則になっているのですけれども、そういうことになるのではないのか、こう考えるのですが、この点はいかがですか。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 倫理綱領が教師の信条

決定だけの問題でございまして、それを私もど
がとやかく言う必要はないと思ひます。ただ、倫
理綱領の中にはつきり、教師がその倫理綱領に
掲げられております理想、信条を持つて子供たち
にそういうものを植へつける、教へなければなら
ないということが書いてあります。この点が問題
ではないか。いわゆる倫理綱領をおきめになるの
は勝手でございますが、倫理綱領を教育の場にお
きまして教育者が子供たち、青少年をその綱領に
よつて育成していく、これはわれわれ教育を守る
者として、その点は倫理綱領に對しまして私
どもは困るということをお願いして、倫理綱領
のいわゆる内政干渉とは考えておりません。

○鈴木力君 閣下。いまの大臣の答弁は私の質問
した答弁とは違つていふと思ひます。私はこの
前に、倫理綱領があるためにいわゆる教育基本法
に於いて教育の中立がおかされてゐる事実が
あるか、こう聞いたら、これは地方教育委員会、
県の教育委員会ですか、教育委員会の所管事項な
のでその事実は知りませんと答へてゐる。そうし
てまた再び知つたかのような前提で議論を進めら
れることは迷惑な事です。文部大臣はそういう教
育がそつちのほうに於いてゐるという事実は知ら
ない、こう答へてゐるのだから、その前提でも
を言つてもならなければ困る。同じことを何べん
もまた振り出しに返つては繰り返して、出発点に
戻つてはまた繰り返してゐるのでは、これはら
ちがあかないから、その辺はつきりしてもらひ
たい。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 私は教育の現場に文部
省の役人が直接に調査するとか、そういう状態
ではないのでございまして。しかし、倫理綱領の中
にもしそれがおかされてゐないというなら、この前
もお話ございましたが、倫理綱領があつても、そ
ういふふうな、そういう倫理綱領に基づいて、そ
れでその青少年の育成を現実にはやつてゐないの
だとおつしやるなら、もうその倫理綱領のその部

分をひとつお取りのきいたでけつこうじゃな
いかと思ひます。もしそれを除かないというのな
ら、やはり私も倫理綱領によつて現場におい
てこの倫理綱領の趣旨を青少年に對して育成する
という意図をもつて教育者が現場においてやつ
てゐる、こう考えざるを得ないと思ひます。

○鈴木力君 私はこの前に、倫理綱領の中身の議
論はたな上げておきましよう、そういう前提で
ものを言つておるはずでしたが、したがつて、い
ま倫理綱領の中身についてはこのあとに議論しな
ければいけないと思つておるのですけれども、い
まの大臣の答弁、私のところでもうケリがついて
おるのです。これはほんとうに形式的なもの
の言ひ方ですか、ものを言わないのだが、倫理綱領
の中身は言わないのだけれども、倫理綱領という
のが一つはある。それは民主的に保障されておる
団体があるという綱領を持つこともさしつかえな
い、これはつきり大臣認められておるわけだす
ね。それからその次に、問題は、憲法と教育基本
法とのかわりはどうなんだ、そのときに、法律
で言う学校は、あるいは法律で言う学校の教師
は、これがどうなつてゐるのだ、そのときに、私
は日教組の運動方針にもあるような、いわゆる憲
法を守る、教育基本法を守る、こういう運動方針
のもとに、現場では、大臣のところに積極的にも
い、いわゆる教育基本法違反というやうなことは
行なわれてゐないのだ、そう私は言つたはずで
す。そのときに、大勢として、おかされてゐる
か、おかされてゐないか、その判断はどうか、所
管事項が違ふからわかりません、こう答へてゐ
る。わからないというところは、教育基本法違反の
教育が行なわれておるからどうかうという前提で
はない、こういうことになつてゐるわけだす。し
かし、私はいまさういふ、大臣が、そこを蒸し返
して倫理綱領の中身の議論をしようということに
なれば、これはこの委員会の運営をちよつと変え
なければいけません。つまり、これから法案の審
議とか何とか言つておられますけれども、そういう
ことになれば、これはもうしばらくたな上げ

て、次の機会にやろうというような考え方じゃな
い、これは継続してやらなければケリがつか
ない問題だと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(鈴木幸弘君) これは、私自身は好ん
でいま法案のほうをぜひひとつ早くあげていただ
きたいと思ひます。倫理綱領の問題についてとや
かくここで議論するやうな気持ちはないのでござ
いまして、しかし、倫理綱領についてどうだとい
うお尋ねがございまして、私もやはり答弁をしな
いわけにはまいりませんので、それは小野委員の
御質問に對して私も異なる意見を持つておれ
ば、小野委員のとおりですと言つたわけには御答弁
申し上げるわけにいかないのです。でございま
すから、もちろんこの問題は私もいかにやうにでも
論議はいたしてけつこうでございしますが、私の繰
り返すことは、何回も同じことを申し上げるわけ
でございまして、できませんでした、こういう問題
はもうなんいふでもお尋ねに應じてお答えいたしま
すけれども、できませんならば、ひとつ文教委員会
でお願いいたしますのは、一日も早く法案のほう
をやつていただきますようにお願い申し上げます。

○鈴木力君 私の言つてゐるのは、自分の考えを
答弁を直せというところは全然言つてはいたせん
が、少なくともこの前の委員会——この前という
よりだ、前ですけれども、私がやつて、あとの
ところは宿題にしておつた。その宿題に於けるこ
とはかまいませんけれども、前に答へたことと、
いままたそれをひっくり返したやうな答へが出て
くることは私は承知できない、こういうことを
言つておるのです。

○国務大臣(鈴木幸弘君) 私はこの前の、これは
もちろん速記録をのらいただけばわかると思ひ
ますが、前に言つたことと矛盾したことを申し上げ
ておると思つておられません。とにかくいま倫理
綱領のことを申し上げておるのでございまして、
倫理綱領に、そういう綱領の中にそういうことが
ございまして、私もどしどしは、倫理綱領に對
して何とか御考慮願ひたい、この要望を三条件の

中の一つとして申し上げておるのでございま
す、その三条件の中の一つとして申し上げてお
りますことをいまさら私がここで取り消すと、そ
ういふ意思はないということを申し上げたのでござ
います。

○小林武君 議事進行。きょう、どんな約束を理
事会になされておるか、それはわかりません。け
れども、やっぱり問題、こへ出たのでしやう、
私はその倫理綱領の問題については、このことが
もうとにかくさしさわりのつて、日教組と文部
大臣とが話し合つて、やっぱりいままの長い間
の、二十年にもわたる相互の不信感というものを
何とか払拭するやうな方向にかなければならぬ
という場合に、いつでもこれ問題になるのです。私
の考えでは、倫理綱領というものに不信感があ
れば、それはひとつ日教組と文部省との間で話し合
いを通して、そして相互が理解できるやうな内容
なにかどうか、やっぱりこの段階ではやるべきだ
という考えを持つてゐる。かつても私はさうい
う考えを持つておりましたけれども、そういう機
会に恵まれることができなかった。それで今回に
おいてもさう思つてゐる。佐藤総理がとにかくや
はり総評の立場でこれからやっぱりやうやうな機
会をつくつていつたときというの、私はさうい
うところにならぬが、あつたと思つて、政府のや
り方に一応の敬意を表しておつたのです。だから、
もう目の前に起つた問題で、かんにん袋の緒を
切つたやうなことを言わないで、この問題に關す
る限りは二十年來のやっぱりしこりなんだから、で
きるだけ両者がとにかくほんとうに寛容の精神を
持つて続けていくべきだということを念願したん
だけれども、その間両者も努力したのかどうか知
らぬけれども、前の文部大臣がとにかく年に五、
六回話し合おうじゃないか、それからいまの三
条件というものをとらわれないといふたいへんけ
つな文書交換までやつてすね、そしてきたの
が、また今度大臣がかわると、できないというこ
とで、まことに私は不幸だと思ふ。しかしなが
ら、これは私の非常に残念だといふことの前の部

分なんですよ。しかし、それほど根深いもので、
総務大臣が、これは倫理綱領にこだわってお
やりになるならば、この問題がいま議論されてい
るわけですから、法律案も何もありませんよ、断
固やっぱ理解のいくところまで何時間でも私は
やるべきだと思う。やるだけの価値があると思っ
ているんです。だから、委員長にお取り計らいを
願いたいのですが、私はもうとにかくこの法律案
はここで提案になって、質問をいたそうと思つて
来ましたが、何も私はそれきりやらなく
たつてつこうなんです。あしたでもあさつてで
も、それはいつでもつこうなんです。それからどう
しよう、ひとつ、そこまで言われて一体ケリをつ
けないで終わるという事は、これは日本の教育
のために大問題だと思ふ。内容が明らかにするま
でひとつやるべきだと思う。鈴木委員からは非常
に配慮されて、そういう問題をやれば長引いて
しょうがないから、とにかく形式的なことにつ
いて話し合ひをして、とにかくしばらく時間をとつ
てという、そういうやりあひに健康な、おとなし
いやり方の私は取り運びについては賛成なんです
けれども、ここまできたらやはりそういうわけに
いかぬですね。私もやはりそういう理事の考え方
を十分理解しながら、明日にそれを延ばして、そ
うしてこの問題については触れないつもりだし、
小野委員の討論をずっと続けるように私も希望し
ますし、なお私もそれに質問をひとつしていき
たいと思ひますから、どうぞひとつ委員長、お取
計らい願ひます。

○委員長(大谷藤之助君) ちよつと速記をとめ
て。
〔速記中止〕

○委員長(大谷藤之助君) 速記を起こして。

○秋山長造君 ちよつと議事進行について。先
ほ来の倫理綱領の問題ですが、これはこの問題が
出るたびに堂々めぐりするようになる。そこ
でね、やはりもっと、もう一歩こまど来たら
突っ込んで、一体その倫理綱領のどの点とどの点
が、こういうように問題なんだということを、大臣の

はうの言い分を具体的なことを指摘して、資料を
出してくれませんか。それでやはり端的に議論し
たほうが議事の進行上いいと思うので、それをお
願ひしておきます。それで小野さんの質問を……。早
急に私のほうの資料を提出いたします。

○小野明君 あと二問で私は終わろうと思つて
すが、その資料を出していただくという事で、こ
の前の鈴木委員の質問の中で、搾取と貧乏と失業
のない社会をつくるという、この点が一つ問題であ
るということが言われている。搾取というのは、これ
は特定のイデオロギー云々ということを初中局長
も言われている。その資料にあわせて、資料を出
されるときに、私も私がそういった搾取があつてい
い社会というのは決まっています。これは、こう考
えているのですが、ない社会をつくるというの
ことだと考えているのですが、その点をひとつ
はつきり資料の中に出していただきたいというこ
とと、日教組の質問書の中に、これは大臣よくひ
つ読んでもらわねえかぬですね、きょうもどこ
どころ読んでないところがあつて非常に困つたの
ですが、この五項ですね、「政治的中立の確保」
という意味が、学校教育を通じて教員が、特定の
政党を支持した場合は反対する教育を行なうこと
を否定するのであれば、もとより日教組も同意す
る。、こういう一項があるんだ。五項ですね。よ
ろしゅうございませう。ですから、その辺の問題
とかみ合せて、ひとつこの次の資料を出してい
ただきたいということを私から要望しておきたい
と思ひます。

それからいま一つ資料を出していただきたいと
思ふのですが、先般、秋山委員からも非常に文部
省側が資料を私ども委員のほうに配付するのを
渋つておる、こういう御発言がありまして、私も
同感なんです。その点は大臣の答弁があ
りましたので了解をするとして、もう一つ私が要
求をいたしたいのは、この五月二十六日に、教科

書問題について争ひになつてい問題があります
ね、これが第十一回の公判が行なわれるようであ
ります。文部省側としても準備書というのを法廷
にお出しになつて、そしてそういうことから家永
教授と文部省との間の食い違いという点がかん
明らになつてきておるようであります。非常に
騒がれておる問題でもありますし、私もこの問
題について正確な情報というのを知り得ないわけ
です。私も解釈するところでは、教科書検定に
ついて法的な根拠がかなりあいまいであることを
理由に、憲法、教育基本法を見れば明らかであ
りますけれども、そういう点から皇国史観を持
た検定官といふんです、こういう方が二人おられ
まして、そして自分勝手な恣意によつて教科書をは
ねておる、そして歴史教科書をねじ曲げておる。
民主主義も憲法も教育基本法も無視したような検
定が行なわれておるといふ話を聞くわけであり
ます。この事態を私も正確にやはり知る必要が
ある。特に文部省が被告になつてい問題であり
ますから、きつめて大きな問題だと思ふので、
この問題に関する資料をひとつ、法廷に出す準
備書のみではなくて、経過並びに一切をつけて御
提出をいただきたい、お願いしたいと思ひます。

○政府委員(齋藤正君) 事件の概要、すでに公判
に提出いたしました準備書面、これを提出いたし
ます。

○小野明君 終わります。

○委員長(大谷藤之助君) 続いて、著作権法の一
部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続きこれより質疑に入ります。質疑
のある方は順次御発言願ひます。

なお、政府側から総務大臣、蒲生文化局
長、安達文化局長、佐野著作権課長が出席い
たしております。

○小林武君 お尋ねしたい点は、二年延長す
るという趣旨は、今度、抜本的な改正をやる
ときには五十二年のうちの年限を五十年にする

いうそういう前提でございませうか。
○政府委員(蒲生芳郎君) 著作権制度審議会の答
申が昨年出たときに、またそれに基づきまして文
部省文化局試案というものを発表しております。
それによりますと、一般的には現在三十五年の保
護期間でございませうが、これを五十年にするとい
う趣旨でございませう。

○小林武君 五十年にするということにつきまし
ては私も賛成の立場なんです。それが、それを二
年間延長したというのは、この前の文教委員会
等でも論議がありました。述べられております
から承知いたしておりますけれども、これはあれ
ですが、国際会議がストックホルムで開かれると
いうことになる、その際には日本の立場として
は抜本的改正の時期には、いまのような五十年に
なるという事はその席上において発表する必要
がございませうか、ございませうか。

○説明員(安達健二君) わが国が現在入つてお
りますベルヌ条約におきまして、現在、日本は一九
二八年のローマ規定というのに入つております
が、そこでは五十年を原則といたしまして、各国
国内法によつてなお別段の定めができるようにな
つておりました。それが一九四八年のブラッセル
規定で、ブラッセル規定に入る国はすべて五十
年を義務とするというようになっておるわけで
ございませう。そして、まだ日本はブラッセル規
定には入つていない。そして今度は新しくまたス
tockホルムの規定ができるということござい
ます。したがいまして、この一般的な条約の会議
としましては、一般の保護期間の五十年の問題は
条約の問題としてはすでに相済みになっておりま
すので、この問題について特に言及するといふよ
うなことはないかと思ひます。

○小林武君 言及のこととは何かとしまして、ブ
ラッセル規定に加盟するということ、このことは
少なくとも前提条件として私は行かれるんじやな
いかと思ふんですが、これはどうですか。
○説明員(安達健二君) 条約に加盟するかどうか
につきましては、これは国会においての批准の手

続等もございますので、これについては確定的に政府としてやかくまだ方針がきめられておらないわけです。ございますけれども、著作権制度審議会におきまして審議をし、その五十年とするという案をお出しになる背景としましては、あるいは文部省としての暗黙の了解といたしまして、やはりブラッセル規定に入れば入りたい、こういう考へでございます。

○小林武君 いろいろ配慮ある御答弁をなさらないと、あとで何かぐあいが悪いことが起こるということでございましょうから、まあその辺でけっこうだと思えます。そうあるべきだと思うんですね。ブラッセル規定に加盟するという前提に立って、

とにかく今度の国際會議にも一応臨まれるということになりますと、五十年という問題は、これはもう國際的な立場で日本もいくわけですから、これは私はその点については先ほども申し上げましたことのでっこうですね。そこで、そういう國際的な問題に、私の立場から言えば、かなりもう確定的な、一つの將來また技術的な改正をすれば、しばらくの間はまたこの問題についてはかなり固定したまゐいと思うんです。これはまあ通らないう將來の改正案をいろいろ論議する必要もないと思いますけれども、しかし、そういう前提のもとに行なわれておることは間違いないのですから。それからまた、二年という期間を見るとそのことも明らかだと、こう私は思う。したがって、どうでしょう、この間において五十年というものを適用することについて、そのほかの問題について五十年適用にならないような、また差別を受けているような問題については、この際やはりはっきりした態度を国でとるべきでないかと私は思うのです。この間の事情については、前回、前々回の質疑の中においても、与野党ともに写真の問題に触れておられるわけです。この写真の問題に触れたことについて、私は一致した意見だと思ふのです、与野党同じことを聞いているのですから。これは一体どんな御態度でございますか、ひとつ御説明をいただきたい。

○政府委員(蒲生秀郎君) これまでにもお答えいたしておりますが、今回二年の暫定延長をまた提案いたしましたことにつきましては、いま御指摘の写真が暫定延長からはずされております。それはどういう理由かということでございますが、これも再三申し上げましたように、前々回並びに前回の暫定延長の際に、これは衆議院提案の議員提案であつたわけでございますが、その際に写真は入つてなかつた。そこで、前々回、前回延長されましたものについてだけ今回も延長しようという、そういう趣旨、方針でございます。

○委員長(大谷藤之助君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（大谷藤之助君） 速記を起こして。

○小林武君　ただ締めくくりの段階で大臣としてお答え願わなければならぬことがあると思うので、いまのような問題ね。しかし、これはやはり急に大臣に言いなさいといっても無理でしょう。そこで、何だかごもつものような御意見なんですよね、前にそうきまっているとおりのやつというところで。しかし、そうなるという、ちょっと

私、筋が合わないと思う点があるのですがね。たとえばこれをやるでしょう。二年延ばすということとはどんな配慮から延ばしているのですか。たとえば保護期間についてどうなんですか。二年延ばす理由というのは一体どうなんですか、他の著作物に對して。これはいろいろなことを配慮なさっているんでしょう。これは聞かなくてもいいことだけれどもね。たとえば、これをやらないというところ間が切れる人があるとか何とかという配慮でしょう。それが写真の場合はどうでもいいんだ、そこに書いてないものはどうでもいいんだというのはいかにもしやすく定木で、そういうものの考え方ならば、ここで与野党一致した見解が出たらそんな片手落ちのことはやらないほうがいいと私は思うのですが、この点はどうですか。私はたいへんいい配慮だと思うのですよ。たとえば、宮澤賢治さんのあれがどうか、小林多喜二さんがどうか

とかということを配慮されておる。その他たくさんこの恩恵といえますか、この著作権のいろいろな利益関係の人たちがあるわけですから、その配慮がなぜ——特定のものにはちょっと冷酷だという感じがするのですが、いかがでしょう。

○政府委員(蒲生芳郎君) これを延長いたしましたのは、いま先生おっしゃるとおりの著作者の著作権の保護が切れる人が気の毒だ、これは一般著者著作物につきましては、その著作者の遺族に対する救済ということに主眼を置いているわけでございますが、写真につきましても、切れば、そのたまために今まで保護されておった著作権が保護されなくなるといふことはこれは事実でございます。

○小林武君　そこまでいけば、大体写真を例外的に取り扱うということは、特殊な事情がなければ——特殊な事情がないにしても、特殊な事情がなければ私はここではつきりすべきだと思うのですが、この見解はやはり大臣の御見解を承らなければならぬところだと思います。写真の問題についてはどうなんでしょうか。これを将来はかのもと同じにするというような立場から修正する御用意がございましょうか。

○國務大臣(榎本幸弘君) 實は私この前ちよつと御答弁申し上げましたが、私どもの立場としましては、写真については確かに気の毒な面があると思ふのです。ただ、この前ずっと二回延長いたしました場合に、写真の問題も論議をされたことは事実だと思ひます。にもかかわらず、いままでのこととおりに、この原案のようなことでいこうということと決定になりましたし、最初提案になりましたのは、これはまあ衆議院で提案になったのでございまして、でございますから、私が心配いたしておりますのは、写真を認めたときに同じような問題が他のものにも起こり得るのじやなからうか、写真だけで済むかどうかという問題が一つあると思ひます。それからこれに對しまして、写真だけをかりに参議院で修正いたしました場合に、衆議院ではたしてどう考えるか。これは自分のほうで論議してそれはもう削つたのだから、今度、

参議院から入れてきたのをまた原案に修正するとかいようなことがありましたら、これはたいへんな問題にまた結局なると思います。そこで、できましたら、私のほうもここに理事の方、党の方おられますから、党の方とも御相談申し上げ、また先生方の各会派といたしましても、それをやはり思想統一をさせていただきまして、そういうような問題の起こらないような姿になりますれば——私は具体的に申しますと、来年一年たてば、ぜひひとつこれは二年の延長をいたしておりますけれども、この国際会議が済んで来年の通常国会にはぜひ出したいと二年の問題でございますから、實際上これをちよっと目の色を変えてこれに取り組ん

でどうにもならぬというようになたくな考え方は持つ必要がないのじゃないかと思うのでございます。問題は要するに、各党各派の御意見を一致していただくし、衆参両院の御意見を一致していただくという私どもの努力が必要じゃないかと思ひますので、その意味において、やはり私どものほうも一応出すときには党と御相談申し上げまして、これは今度は、やはり前の場合におきまして写真なりその他は除いたのでございますから、このままで出したほうがよろうということ得意統一をしていただいておりますので、その点についてのこの委員会におきます状況を話をして、衆参両院の御同意を得るような形に持っていきませんと、これはわかにここで御修正に應じるということを私確答するわけにはまいらぬと思ひます。それだけのひとつ余裕を与えていただきたいと思います。

○小林武君　ごもつともな御意見で、ただいまのようないろいろなこれの討論に入りましたら、もちろんのこと、各政党内における手続もあることでございますから、それを無視していくというわけにはやはりいかぬことでありますけれども、大體の皆さんの御意向というのは何かたまりつつあるような気がいたしますので、私の理解としては、それらの手続がうまくいけば、大體、大臣としては修正にはこれは踏み切ると、こういうふう

に理解してよろしいですね。

○國務大臣(鈴木主弘君) まあこれは国会でどう
いう答弁をしていいかどうか、私はわかりません
が、きょう実は二時から私のほうの文教部が開
かれますので、その際にお願いをいたしまして、
この問題を御相談申し上げたいと思っております。

○小林武君 それでは、まあそのことにつきまし
ては、ひとつ後ほどまた議論することもあると思
いますが、この問題、この二年間だけの問題を議
論しておくという事は、やはりちょっとこれか
ら技術的な改正をやるには都合が悪いと私は
思っております。というのは、延びるのは結局い
ろいろとあれではないですか、審議会の答申が
あったとか、それからまた文部省の試案というの
はどういうことなのかわかりませんが、これはま
た審議会の答申と同じようなものと見て、これは
ちょっと時間がかかりすぎているという感じがす
るのです。何か私は実はこの前の経過から見て、
今度の国会に出るのではないかと気がして
おったのですけれども、これが出なかった。四十
三年の一月実施というところまでいくという
ようなことを言っているところを見ると、これは
まあやはりあの当時から私は想像できたのですけ
れども、これはもう利害関係がはっきりしていま
すから、片方が利益になれば片方がどうもそれ
はぐあいが悪いというように言いがた。その
ういこと、やはり時間をかける必要がある
というところ、文部省の苦心があるのではないか
と思っております。それだけに基本的な問題
についてはお互いに討論をしておく必要があると
こう思っております。それで伺いをしたいのであり
ますけれども、翻訳権の問題について、一体これ
はどういう答申があって、これについて一体どん
ないろいろな反響があるのか、あるいは反対がある
のか、これをお尋ねをしておきたい。

○説明員(安達健二君) 昨年の四月に著作権制度
審議会から答申がございました。答申の中には次
のように述べております。「ベルヌ条約における

留保を放棄して翻訳権をも一般の権能と同様に取
り扱うこととすべき段階にきていると考える。た
だし、従来のわが国の主張の経緯、出版界に対す
る影響等を考慮し、その取扱については、十分
慎重を期する必要がある。」、こういう趣旨の答申
であります。その説明書によりますと、「現行
法は、著作権者が原著物の発行後十年内にその翻
訳物を発行しないときは、その翻訳権は消滅する
旨を定めている。この規定は、ベルヌ条約上認め
られてる留保に基づき維持されているものである
が、ベルヌ同盟国中翻訳権に關してこのような
留保を行なっているものは、わが国を除いてわず
か四か国のみにとどまり、わが国の国際的地位か
らみて、将来にわたって翻訳権の留保を維持する
ことは、もはや適切ではないと考えられること、
アメリカその他万国著作権条約のみに加盟してい
る国との関係においては前記の規定は適用されな
いこと、さらには、今日においてはわが国の著作
物が海外で翻訳されることも多くなる傾向にあ
り、その場合におけるわが国の著作権者の保護に
欠ける結果にもなること等から、ベルヌ条約にお
ける留保を放棄して、翻訳権をも一般の権利と同
様に取り扱うこととすべき段階にきているものと
考える。しかしながら、翻訳権に關する制限を廃
することは、数十年來にわたる法制を改めるもの
であつて、従来のわが国の国際間における翻訳権
に關する主張の経緯、出版界に与える影響等を
考慮して、その時期、経過措置等その取扱につ
いては、じゅうぶん慎重を期する必要があること
である。」、こういう御答申をいただいたわけ
であります。この答申を受けて、文部省文化局
の試案として昨年の十月に公表いたしました著作
権及び隣接権に關する法律草案につきましても、
答申の線に従ひまして、翻訳権に關する十年間翻
訳されざることは自由になるという規定は削除し
たしまたともに、経過措置といたしまして、従
来すでにその期間を経過しているものについては
その権利がさらに適及して適用されるものではな
い、こういう意味の規定、経過措置を置きまし

て、翻訳権もすべて一般の著作権の中の一つとし
て同一に取り扱う、そういう考え方で試案を公表
したわけでございます。

○小林武君 あれですか、答申の翻訳権の取り扱
いについては十分慎重を期する要があるというこ
とは、具体的にはどういうことを言っているのだ
ですか。

○説明員(安達健二君) 現在わが国の翻訳物の
うちで約半数、大まかに申しますと約半数はす
でに著作権が切れているものでございますので、古
いものでございます。こういうものについては自
由に翻訳ができる。それから翻訳の許可を受けて
出しておりますものがそのあとの残りの五〇%
を引きました残りの三〇%ぐらい、そのあとの残
りのものがすなわち十年留保を留保して、すな
わち十年間、すでに発行後十年間たつておるもの
で、これを先ほど申しましたベルヌ条約の留保を
使った現行法に基づいて、これは承諾を得ず、そ
うして金も払わずに翻訳して、これは約一七
%ないし一八%ぐらいになると予測されるわけ
でございます。したがっていままでやつてお
りましたようなものが約一七%ないし二〇%ぐ
らいの翻訳物が今後は許可を受けなければできな
い。また、金を払わなければならなくなる。こ
ういようなことが出版界に対する影響になる。そ
れから翻訳者に対する翻訳料でございませう。日
本の翻訳料が影響を受けるのではなからうか、こ
ういようなことが社会的な影響として考えられ
ることである、こういうことでございませう。

○小林武君 反対の立場に立つのは、もちろんそ
れは出版関係のほうだと思つたのです。外国との
関係についても、支払い勘定、受け取り勘定の差
が非常に大きいということ、反対の根拠も出して
いるようでありませうけれども、これは私も文部省
の著作権の審議会の答申というのには妥当だと思
うのです。将来そういうことをわれわれが著作権に
よつて保護してやることが、将来はやはり逆に今
度日本の優秀な作家がたくさん出て、そうして受
け取り勘定のはうが支払い勘定よりか多くなる

というようなことは、そうするように努力しなけ
ればならぬことだと思つたのですから、これはやは
り勇氣を持つてやり抜かなければならぬことだ
と思つた。その点はそれでけっこうであります。
その次に、映画の著作権の問題ですね。これは
かつてだいた議論したことでございますし、何か
笠置シズ子さんかだれかが陳情にまいりまして、
そのために、私、一生懸命になつたわけではあり
ませぬけれども、なるほどなといううなことを
そのとき感じました。今度の場合もやはり映画に
關係することはかなり大きかつたようでありませ
うが、これについては著作権者は一体だれなのか、
こういうことについて結論としてはどういふこと
になつておりますか。

○説明員(安達健二君) 著作権制度審議会の答申
におきまして、また草案におきまして、映画
の著作者は、映画監督その他映画の著作物の全体
的形成に創作的に關与した者とすると、つまり、
その創作行為をしたものが著作権者である、こ
ういふ考え方でございませう。それと同時に、映画の著
作物については特に流通をよくする、つまり映画
としてこれは経済的に十分活用されるようにしな
ければならぬというところで、その映画の著作
者の持つておられますところの著作権、いわゆる財
産権としての著作権は、映画の製作者に屬するも
のとする。そうしますと、映画のいわゆる著作
者に屬するものは人格権、その映画を公表する
うかを決定する権利とか、あるいはその映画が、
何と云いますか、改ざん、変更されざることを要
求する権利、あるいは氏名表示権、こういうよう
な人格権的なものはやはり映画をつくることに
ついて創作的な寄与、しかも全体的な面での創作に
寄与した者に屬する。しかし、経済的な利用権
は、映画製作者に屬せしめる、こういう案で答
申もできておりますし、草案もそのようになつ
ておるわけでございます。

○小林武君 これは無理でありませうか。その財
産権のほうは無いといわれれば、これはもう財産
権の伴わない著作権というようなのは、監督だ

とか、また俳優というものが非常な不満を持つのは当然じゃありませんか。これはどうですかね。あなたたちの感覚では理解できませんか。ぼくは、あとは一体その人格権のほうは、どんなことが人格権なのか、それもあると思いますがね。とにかく、この前、俳優の皆さんから聞いたのは、何十年だか前の映画を引っ張り出されて、それがテレビに出て実に妙な気持ちだというようなことを話しておりました。これもわかるけれども、しかし、それがどんな古い映画がずいぶんやられますね、それがテレビでやっても、何でやっても、さっぱり財産権のあれがないわけですから、一銭の恩恵もこうむらないというのは、これは映画というもののだけについて特にひどい仕打ちを受けておるのじゃないか。これは会社が金を出してつくったからというだけで、一番財産権のところだけをやるといふようなことは、その映画製作者の会社にやるといふことは、これはどういふことでしょうか。

○説明員(安達健二君) 映画の著作権者、著作権者につきましても、国際的にも非常に問題があるところでございます。今度のストックホルム会議でもこの点が特に議題となっておるわけでございます。ところで、映画の著作権につきましても、本来、映画の著作権者は製作者である、あるいは雇用契約下でやったものについては、当然、雇用主が著作権を持つべきである、こういうような考え方で製作者に著作権を属せしめておるところはイギリスやアメリカなどがございまして。これに對しまして、大陸系の諸国におきましては、著作権は実際に創作行為を行なった者であるとしながらも、これは映画が経済的に利用されるためには権利を集中行使させる必要がある。非常にたくさんの方が関与いたしますので、その場合においては、著作権は製作会社に譲渡したものと推定すると、こういうような規定を置いておるところが多いわけでございます。

それからイタリアとか、あるいはオーストリアなどは、著作権はやはり製作会社に帰属すると、

法定といえますか、法律上で譲渡せしめるような制度もございまして。それで、日本の答申なり、草案では、そのイタリアやオーストリアのような考案に立つて、著作権はそれそれ自然人、創作行為をした者であるけれども、経済的利用権は製作者に集中行使させる意味において、法律上著作権が製作会社にあるものとする、こういう考え方でございまして。その理由をいたしましては、一つは、映画の著作権者、たとえばこれを監督にするとか、非常に多岐にわたりますれば、まあ権利の行使も容易でございますけれども、はつきりしにくい。やはり映画には多数の人が関与するわけでございますから、したがって、その権利者が非常に多数であつて、それを権利者の了解を得なければ映画が利用できないということになると、映画の利用が十分できないということが一つ、すなわち映画の著作権者を法律上だれというところにきめないうことに伴つて、そういうものの権利を集中行使させる必要があるといふことがひとつ。それから先ほどお触れになりましたように、映画は映画製作者が多額の製作費を投入して、多数の関与者を集め、企業活動として製作し、公表するところの特殊な著作物でございます。これについてはやはり経済的な利用権はやはり製作者が持つべきである、そういうのもやはり常識的には納得し得るところだと思つてございまして。そういうような意味で、著作権者としての

人格権的なものはやはり著作権者たる映画の自然人たる著作者に帰属せしめるけれども、経済的利用権はやはり製作会社に与えて、そのことによって相互の契約関係をつくり、それによって間接的に著作権者等も保護することができるといふやうかと、こういうことで、著作権者は自然人、それから著作権者はこの映画製作者と、こういうことでございます。それからお尋ねのございました人格権といたしましては、第一番目に、第一公表権と申しまして、著作権者がその公表の著作物を公衆等に提供し、または提示する権利、この世に問う権利といふものが一つございまして。それから第二番目に、

氏名表示権、著作権者がその著作物に自己の氏名を表示させる権利、それが第二番。それから第三番目が、改変等禁止権で、著作権者はその著作物または題号の変更、削除、切り取りです。及び著作権者の名譽、声望を害する方法によるその著作物の使用を禁止する権利を有する。だから非常に著作権者の名譽、声望を害するやうなそういう使い方ができないようにすることは著作権者が権利を持つておる、これがいわゆる人格権でございます。映画の著作物の著作権者は、その著作物を著しく傷つけることとなるその著作物または題号の改変及び著作権者の名譽、声望を害する方法によるその著作物の使用を禁止する権利を有すると、こういうよう

に人格権を規定いたしました。それを映画の著作たる自然人に与える、こういう考え方でございまして。○小林武君 まあいま御答弁いただいて、お互いに映画を見た場合には、これはだれだれの監督である、カメラはだれであるとかというやうなことはみんな考えますね。それから俳優がだれであるとかというやうなことは、主演俳優ばかりでなく、わき役がだれであるといふことも、それは映画全体を構成する場合には、見る者が非常に興味を持つこととす。そしてでさうがりについても、やはり総合的な一つの芸術だかというのを松竹の映画だとか、日活の映画だかというのとで評価しているわけでもないと思つてすよ。だから著作権の問題を論ずる場合には、この映画の場合においても隣接権とある程度関連を持って考えないとぐあいが悪いのじゃないかと思つてす。そうでしよう。これは、だから隣接権の問題を取り上げてやはり文句言っているじゃないですか、映画の俳優とか、そういう人たちの意見。だからその関係ではどういふふうな理解しますか。たとえば歌手だとか何となくいふやうなものですね、どういふことになりますか。○説明員(安達健二君) 隣接権との関係では、隣接権の与えられる実演家の権利につきましましては、

映画として固定されたものにはこれを適用しないといふのが……。○小林武君 映画でなく、隣接権の性格というやうなものを考えた場合。○説明員(安達健二君) ですから、そういう実演家といふ場合は、その映画の俳優等が映画に出演を約束した場合におきましては、これはそれについて隣接権を与えない、例外にするといふのが隣接権条約、条約上はそういう規定ができておるわけでございます。したがって、それはもう映画といふことに出る以上は、そこでその映画の利用についてはすでに十分承知の上でそこをいふんなことが取り決められておる。したがって、その映画の利用についてはできないやうなふうにするといふのが一般国際的なやり方でございます。それによりましてこの草案もそういうふうなことにいたしておるわけでございまして、一体何が映画であるかといふことが次に問題になるわけでございます。いわゆるテレビ映画といふものはたして映画として考えていいかどうか、あるいはテレビ映画ではないけれども、たとえば「赤穂浪士」といふやうなものをテレビでやりまして、それをビデオにとつてある。そのとつたものを映画と考えるかどうかといふところになると非常に問題があるところでございます。草案では、本来、放送のためにつくつたもので、それがたまたま固定されておるからといって、映画の規定は適用しないで、その場合には、その映画に出た人は、その放送に出た人は、映画をつくられたと思つて出たのではないからして、それは映画に関する規定は適用しないで、その場合には隣接権を与えると、こういうやうなことでおるわけでございます。そこで、問題点として、関係者のところで問題になっておりますのは、いわゆるテレビ映画、テレビのためにつくつた映画、これをいわゆる一般の映画と同じに考えるかどうか、そのところについて一つの大きな問題点がございますけれども、一般の映画、商業用映画について、俳優等が隣接権をも欲するといふやうなことが

映画として固定されたものにはこれを適用しないといふのが……。○小林武君 映画でなく、隣接権の性格というやうなものを考えた場合。○説明員(安達健二君) ですから、そういう実演家といふ場合は、その映画の俳優等が映画に出演を約束した場合におきましては、これはそれについて隣接権を与えない、例外にするといふのが隣接権条約、条約上はそういう規定ができておるわけでございます。したがって、それはもう映画といふことに出る以上は、そこでその映画の利用についてはすでに十分承知の上でそこをいふんなことが取り決められておる。したがって、その映画の利用についてはできないやうなふうにするといふのが一般国際的なやり方でございます。それによりましてこの草案もそういうふうなことにいたしておるわけでございまして、一体何が映画であるかといふことが次に問題になるわけでございます。いわゆるテレビ映画といふものはたして映画として考えていいかどうか、あるいはテレビ映画ではないけれども、たとえば「赤穂浪士」といふやうなものをテレビでやりまして、それをビデオにとつてある。そのとつたものを映画と考えるかどうかといふところになると非常に問題があるところでございます。草案では、本来、放送のためにつくつたもので、それがたまたま固定されておるからといって、映画の規定は適用しないで、その場合には、その映画に出た人は、その放送に出た人は、映画をつくられたと思つて出たのではないからして、それは映画に関する規定は適用しないで、その場合には隣接権を与えると、こういうやうなことでおるわけでございます。そこで、問題点として、関係者のところで問題になっておりますのは、いわゆるテレビ映画、テレビのためにつくつた映画、これをいわゆる一般の映画と同じに考えるかどうか、そのところについて一つの大きな問題点がございますけれども、一般の映画、商業用映画について、俳優等が隣接権をも欲するといふやうなことが

はないのではないかと思います。

○小林武君 隣接権というのは一体どういう意味で今度はおれですか。隣接権とは何かということをおななとおっしゃってみたい。これは言うまでもないことだらうけれどもね。

○説明員(安達健二君) 隣接権と申しますのは、著作物の使用ということに伴って、特に使用媒体というものの場合に問題になる、つまり著作権に隣り合うという権利でございます。つまり、たとえば歌手が歌を歌う。その歌は、原則として歌手でないある人が作曲し、あるいはそのない人が作詞をしておる。しかし、作詞、作曲はこれは著作物で、作詞、作曲者は著作権者でございますが、その歌手はそれを歌うということによってそこに権利を認めるべきだ。したがって、それは著作物を利用して、著作物を演じておるといいう意味において、著作権に隣り合っている権利、あるいはレコード製作者は、作詞、作曲者の音楽を録音すると、さらに録音するというのが著作行為とはいえないけれども、しかし、そこにある種の権利を認めるべきだと、現行は違いますが、でも、そういう考え方。あるいは放送事業者も、著作物を利用することによって、そこに何らかの権利を認めるべきだと、これがいわゆる隣接権というものでございます。

○小林武君 そこで、そうなりますとあれでいいですか、映画俳優というふうなものが、その場合、隣接権を認められれば、財産権もつくわけでしょう、そうでしょ。結局、隣接権によって歌手や俳優というふうなものも、その場合は保護を受けるわけでしょう、一つの。

○説明員(安達健二君) 隣接権で実演家に与えられる権利といましては、無断でその実演を放送したり、あるいは公に伝達されない権利、あるいは固定されたものでない実演を固定するとか、あるいは実演家が同意した目的と異なる目的のために複製が行なわれる、あるいは放送に同意した場合にも、二次使用について報酬を請求する権利、そういうふうなものが考えられるわけでございます。

います。

○小林武君 だから、その観点からいって、映画俳優とか監督とかというふうなもので、それが一体財産権を認められないということについて不満を持つのは当然じゃないですか。

○説明員(安達健二君) 不満を持たれることはもつともでございますが、まあ一般映画の場合におきましては、この映画がやはり一定の上映館においてやられる、そういうことで、出演契約のときに、非常に高い人から少ない人までたくさんありますけれども、そのときにその経済的な利益は十分確保できると、こういう考え方になっていくわけですね。

○小林武君 いや、それは何かあなたから、映画会社の社長から話を聞いているような気持ちがあるのだけれども、そういうね、それは映画会社のほうからいって、そういうふうな側からいって、俳優なり映画をつくった人たちの側からいって、それについて不満がある、これは当然だと思ふのですよ。映画そのものを見るわれわれの側から考えれば、それはもう明らかだと思ふのですよ。だから、私はまあ、映画会社あたりは、それをやられたらたまらぬというふうな陳情が大いにあるんじゃないですか。私はそういう意味では、若干この映画の問題については、やはり利益を侵害されたと考えている映画会社あたりからの圧力が強く影響し過ぎているんじゃないかと思っているのですよ。どうですか、そういうことありませんか。

○説明員(安達健二君) この映画の問題はたいへんむずかしい問題で、審議会でも四年間かかってこまめに到達したわけでございますが、ただその現在の契約慣行におきましても、一応、俳優等の出演者は一切の権利を製作会社に譲渡するというような契約を結んでいるのが大体通例でございます。その現行の契約というものを法律化したというところでございます。それが映画の著作者を自然な人々でええながらそういうふうにするのが問題といえ、問題でございますけれども、考え方はそういうことでございます。

○小林武君 その点はあれですか、いまのところはあなたのほうで決定的な線で、映画俳優とか監督とかいうふうなものには財産権がないのだと、こういうふうにきめてかかっているわけでもないのでしょうか。この法律案がでるまでは、あなたのほうで、やはりあれですか、いろいろな意見を聞いて、それについて十分取り入れていくという余裕はあるのでしょうか。

○説明員(安達健二君) もちろんこの全体につきまして答申があり、そして試案があつて、最終的な政府案はつくるわけでございますから、その段階まで常にいろいろな点を考慮し、最善のものをつくるべく努力するつもりでございます。ただ、その映画の問題につきましては、非常にむずかしい問題で、審議会では最初のときは両方の意見を並記いたしまして、それから最後のときには、まのよう形の案になつていくわけでございます。それから、したがって、文部省が一般的に答申を尊重するところという線に立てば、もちろん検討の要はあるところでございますけれども、なかなかそれはむずかしい問題であると、そういうふうな意味で申し上げたのであります。

○小林武君 映画はここごろあまり盛んでなく、斜陽化したとか何とかいいますけれども、映画というのは、相当まあ、とにかく国民のみんなに見られるものですね。その芸術性もかなり私は認めなければならぬと思ふのです。これがほかの芸術と比べてどうこうという差をつけられるべき問題ではないと思ふ。その場合はね、この映画をつくる人たちが、何だか何にも実のなところだけを与えられて、そして財産権というふうなところで除外されているというふうなことは、これはやはり問題だと思ふ。あなたは先ほど述べられたように、これについてやはりいろいろな例があるのですが、必ずしも答申のような線ばかりでもないものでありますから、やはり外国——国際的なひとつ諸国会合の中においても、十分ひとつ勉強されて、この点については決定的な線を出すというふうなことがないように、十分やはり俳優、監

督その他の人たちの利益を擁護する立場に立たぬというところ、著作権の意味がなくなると私は思うのです。

次に移りますが、これは著作権制度審議会の答申の際における写真の問題点というのはどういうところでありませうか。

○説明員(安達健二君) 一番大きい問題は、まず写真の保護期間の問題、これが一番大きいのでございます。それから第二の点は、嘱託写真というのがございます。私がたとえば写真家に私の写真を嘱託して写していただきますと、その私の肖像写真の著作権は、写真家ではなくて嘱託した私が持つということに著作権法上なっているわけがあります。こういう点は不合理ではないか。もちろんこれにもイギリスなどの先例がございますが、それは別といたしまして、そういうのはおかしいのではないかと。それから第三番目は、文芸の著作物に写真を入るといふふうなことにいたしますと、その写真の著作権は文芸の著作物自体のほうに移つてしまふ、こういうふうな点はやはりいづれ写真家にとつてたいへん気の毒でございますが、十分適切でないというふうな観点からそういう規定を改めるといふようなことが問題になつたわけでございます。それからもう一つは、写真については非常に記録としての利用面が多いわけでございますので、そういう場合において、使用者がだれの著作物であるかということをおわかりやすくしてほしい、こういうふうな御意見も出ましたが、この点については特に審議会としての結論は出ていないわけでございますが、写真の大きな問題はやはり——それからもう一つ、写真をたとえ写真の展覧会などで未公表のものを展示する権利、展示権というふうなものも問題になりまして、これは答申にはちよつとはつきりしてありませんでしたけれども、草案では未公表の写真を展示する権利を写真の著作者に与える、こういうふうな写真の著作権の内容についていろいろと整備改善をいたしておるわけでございます。

○小林武君 そうすると、囑託による著作した写真の著作権というのは結論的にはどういうことになったのですか。

○説明員(安達健二君) その囑託写真の著作権は、やはり写した写真家に属するというようにする。ただし、囑託により著作された肖像写真の著作物の著作権者すなわち写真利用者は、営利を目的としてその著作物を利用する場合には著作作者である肖像本人の同意を得なければならぬ、すなわち私の写真が、これはプロマイドにはなりませんが、その場合には私の許可を得てほしい、こういう意味でございます。

○小林武君 それは許可が必要ですか。

○説明員(安達健二君) この囑託により著作された写真の著作権は、現行は本人にあるという現行法でございますから、これをどういうふうに改めるかという点についてはいろいろ問題がございますけれども、まず第一番目は、著作家というものの権利というものをはっきりさせる意味において、やはり一般の著作権理論に従って著作家に属する、こういうのが筋であるということについてはおおむね異論がなかったわけでございます。ただ、写真というものは非常に簡単でございますが、容易に複製し得るわけでございます。したがって、私の写真がたとえば無断で写真屋の店頭で飾られたとか、あるいはそのほかプロマイドにして売られる、それによって写真の著作権者の権利が営利目的に利用されるならば、やはり私の許可を得てもらいたいというのがやはり常識的な考え方ではないだろうか、こういうことで結論に達しているわけでございます。

○小林武君 このことについてはいざ議論されるところがありますから、時間の関係であまりやられませんが、やはり偏見があるのじやないですか、写真というものをに対して、われわれもこのごろしろとのくせに、このごろの写真機はばかでもちよんでも写せるということを放言したりしますけれども、写真というものはどんな人間

でも機械でやるのだからという考え方がありませんか。そういう考え方であなたたちと言つては悪いけれども、たとえば審議会の人たちの間でも文部省の間でも多少あるんじゃないですか。たとえばどうですか、肖像画を絵かきに書いてもらつたという場合、それは絵の場合と同じくことになっておりますか。それを一々、多くの肖像を書いてもらつたら、ばくはいつでもそれをどこかに売るときには許可を得なければならぬとどこかに売るときにはどうなりますか。

○説明員(安達健二君) 一般的にはそういうことは美術の肖像画なり肖像写真をつくるときの契約条項で、これをやるときには私にも承諾を得てくだされいよというふうな契約条項ということもございましょうし、あるいは一般に道義的な問題として、一応、小林先生の写真を店頭に掲げるならば、やはり小林先生の許可を得るという道義の問題もあり得ると思つてございします。いま肖像画につきましましては、現在別にそういう規定はございしませんから、したがって、それが著しく乱用される場合は一般のプライバシーの保護の問題として民法の一般原則によつて保護される、こういうことになるわけでございます。ところが写真の場合でございますと、絵の複製よりも非常にひんぱんに、容易に行なわれるというふうな事柄があるわけでございます。それについては、したがって、そういうふうな観点もあつて、イギリスでも従来の、現在の現行法でも、囑託本人に著作権を所持せしめておるといふようなことがあるわけでありまして、絵の場合は、大体において小林先生の肖像画なら肖像画は小林先生がお持ちになることが多い。写真の場合はネガは写真家がお持ちになることが大部分でございます。それから複製が容易であるというふうなことからいいますと、やはり一般の肖像権といふよりも、プライバシーの保護だけでなしに、やはり著作権法でも、元来プライバシーの保護といふこともからみまして、そういうものが非常に侵されやすいというふうな観点から、特にそういう事柄を規定するという観点でございします。

○小林武君 やはりあなたのおっしゃるの、写真といふものに対して、やはり絵と比べて、他のはかものものと比べて、著作権に該当するものに比べて多少片寄つた考えだと思ふのです。何か簡単に写せるという考え方がなして、そういう考え方はやはり間違ひじゃないかと私は思ふのです。やはりこの問題につきましては、十分に写真家の意見もあるわけでありまして、また写真を作る人たちの団体からの反論もあるわけですから、その点では写真は機械で写すのだとか、簡単にだれでもやれるというふうなことに大体重点を置いた議論といふのはとるべきでないと思ひます。その点、法律も出ていないことですから、これからひとつ検討されるときに十分その点をお考えを願ひたいと思ひます。

た場合、すなわち公売制度などがはつきり日本でも慣習的に確立された段階においては、あらためて追及権制度の創設については消極的でなく積極的に検討すべきものである、こういうことで今回の見送るけれども、将来の問題として公売制度の整備と相まつてこれを考えるべき問題である、こういうふうな結論でございましたので、したがつて、草案自体にはそれに関する規定は入れてないわけでございます。

○小林武君 いまの場合がばくは逆だと思ひます。ばくは、必要を認めているのだけれども、公売制度ができていないから認めないというのは逆だと思ひます。そういう必要があるけれども、公売制度という欠点があるから、原則を認めてはわかるが、ちよつと順序が逆なような気がするのです。なお、公売制度の問題なんといつたら、日本もいかにげんにはしておられなくなつてきたのですよ。これは文部省にも関係があるけれども、絵の公売制度について横道くぐつたらだめだといふことは、この間のこの委員会でもよくわかつたと思ふのです。りっぱな公売制度があるのに、その公売制度のルートを通らぬ。そのあけく果てにはほとんどないことになつてしまふということもあるわけですね。私が日本の場合には公売制度を早くつくるべきだ、言うまでもなくあなたのおっしゃるのとおりなんです。絵の値段なんといふものは、ある程度とにかく値段がきまつてゐるわけですから、しかし、その変動もひどいですね。かつて非常に高く買つた絵がいまではとなく安くなつて、そして、その当時あまり評価されなかつた人の絵がものすごく高くなつてゐるというふうな事実もあるのですから、そういうことからいへば、やはり追及権といふものは認めなければいけないと思ふのです。これはやはり原則として認めるべきだといふ該当者の意見といふものは尊重すべきだと思ひます。もう結論としてきまりましたというふうなことをおっしゃるわけでもないでしよから、十分に検討していただきたい。公売制度

がきまらないなんということを言っている事態ではないと思います。日本がほんとうにいい作家をこれから生んでいくということになったら公売制度を確立したほうがいいと思いますよ。そのくらいのことではないこと、こう思います。それから、この点はひとつ御検討いただきたい。それと、これは法の三十条一項第八号ですか、これについては写真家のほうも問題を提起しているようです。

○説明員(安達健二君) ちょっと失礼ですが、何の三十条でしょうか。

○小林武君 現行法。

○説明員(安達健二君) 現行法の三十条は、条件つき利用ということで、「既ニ発行シタル著作物ヲ左ノ方法ニ依リ複製スルハ偽作ト看做サス」、すなわち自由に使えるということではありませんが、その八号は、「音ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器」、すなわちレコード等に「著作物ノ適法ニ写調録音されたものを興行又ハ放送ノ用ニ供スルコト」は、出所を明示すれば自由にできるという規定でございます。この規定のことでございますか。

○小林武君 そう。

○説明員(安達健二君) これはいわゆるレコードの二次使用権という問題でございます。現在、音楽を使用する場合には、これをなま音楽として使用する場合には作詞、作曲家に対して、実際にはその権利を預けておきますところの協会に対して許諾を求め、使用料を払って使うということになっておるわけでございますが、レコードによって音楽を演奏する場合においてはこの規定が働いて、それは自由であるというふうな規定になっておりますので、この点は音楽がなま演奏されるのと、レコードを通じて演奏されるのと効果においては全く同一であり、また、経済的な価値はもちろん差があるという点においては同じである。そういうことから、作詞、作曲家に対してその著作権を認める、許諾権を認め、これを有償にすると

いうのが審議会の答申でございました。草案もその精神に従ってこれらのレコードによる演奏権、放送権を認める、こういうことになったわけでございます。

○小林武君 現在でも放送関係では著作権者である作詞、作曲家に使用料を払っているというのですが、これはどういう形で払っているのですか。

○説明員(安達健二君) これは、国内法的にいえば「出所ヲ明示スルコトヲ要ス」ということで、ただいまのレコードはどこでであり、作詞家はだれであり、作曲家はだれであるということをお知らせしなければ三十条に違反することになるわけでございますが、現実にはそれぞれの氏名、出所を一々言っていない。だから、そういう出所を明示しないおわび代というふうな意味で、これはちょっとはつきりしませんけれども、そういうような形での約五千万円程度の金が放送局のほうから権利者側のほうへ支払われておるといのが慣行でございます。

○小林武君 これはあれですか、一年にそれだけ払うわけですか、五千万というの。

○説明員(安達健二君) 一年に五千万程度。

○小林武君 五千万程度払う……

○説明員(安達健二君) その場合に、ちょっとつけ加えますと、その五千万円の中の権利者は、作詞、作曲家のほか、レコード製作者、現在、現行法ではレコード製作者も著作権を持っていることになりまして、レコード製作者の分も入れまして五千万円なり六千万円程度ということでございます。

○小林武君 それからあれですか、教育の問題に使う場合はこれは特例があるわけですか。

○説明員(安達健二君) 現行法の三十条の、いまお示しになりました三十条の三号で、「普通教育上ノ修身書及読本ノ目的ニ供スル為ニ正当ノ範囲内ニ於テ複製権ヲ得」と、こういうのがございまして、まあ修身書というのはいくつかございけれども、読本はすなわち国語の教科書とか、英語のリーダー、そういうものに正当の範囲内において

て発行された著作物を利用すると、志賀直哉なら志賀直哉の文章を教科書に入れるとき、正当な範囲内の抜粋編集である限りは自由であると、こういうのが現行法の規定になっておるわけでございます。

○小林武君 それで終わりますから申し上げますが、それはどうですか、妥当だと思いますか。その著作権という趣旨からいってですね、妥当ですか。

○説明員(安達健二君) この教育目的のための使用につきましても、ベルヌ条約におきまして、その教科用の図書その他教育目的のために著作物を利用することについては、各国内法によって自由でございまして、こういうことになっておるわけでございます。考え方、教科書については、子供に将来の、次代の子供に対して最もいい教材を与えたい、そういう観点からそれからまた著作物といたしましては二次的な使用になると、すなわち原作としてはすでに世に出ておる、発行されたものでございまして、したがって、そういうものについてはもうすでにそのものとしての経済的な効用は一応果たしてある。だから、もし教科書に使う場合は二次的な使用になるということがいえるわけでございます。したがって、そういう場合には、現行法は、そういう場合にはやはり著作者が教育のために協力していただくのだ、こういう趣旨でそういう規定が置いてあるし、世界のほとんどの国でこの教育ないしは教科書のための著作権の制限は認められておるところでございます。ただ、現行法において、読本とまあ修身書と書いてありますが、読本についてのみそういう制限をするというのはいかがだろうか、やはりほかの教科書、社会科でも理科でも、まあ教科書には最もいい教材を与えたいということは、あえて読本に限らないのではないかと。したがって、そういう制限はすべての著作物に及ぼすべきではないかという考え方、そうすると、それでは現行法よりも著作権の制限がきつくなるのではないかとという観点から、それではそういうふうに全体の教科に及ぼす

とともに、そのかわり、その著作権者に対して何がしかの償金を払って、やはり使わしてもらっていい教科書ができたんだから、やはりまあその徴意は表すべきである。したがって、使うときはやはり有償にする、しかし、使うか使わぬかはやはり教科書としての教育の目的に協力した意味で、一応その財産権としての著作権は制限をする、しかし、人格権というものはこれはやはり譲るべからざるものであるから、それはやはり著作者に十分残しておくけれども、用字用語の変更、その他教育の目的上真にやむを得ないものであれば、これは著作者が忍んでいただく、こういうような形になっておるわけでございます。

○小林武君 その教育の目的というやつがね、ここで何か出ているのをちょっと見ると、堀田さんが「海鳴りの底」からという小説の一部を東大の入学試験に使われて、かんかんになっておこっているという記事がある。教育という美名に使われて、あなたのおっしゃるようなこれからどんなやられるというふうなことになる、まあ作家だのいろんな立場で主張されておるようだが、これはもう著作権の立場からいえば不満のあるところじゃないですか。

○説明員(安達健二君) この制限として強制許諾で有償で払うというのは教科書だけでございまして、したがって、小学校、中学校、高等学校用の教科書についてだけでございまして、いわゆる一般の教育書についてはすべて及ぼすわけではございません。それからもう一つは、入学試験の問題でございますが、この入学試験の問題は最初に許諾を得るといって漏れてしまふわけですから、入学試験については使える、やはりそういうふうにしなないと無理だということで、入学試験とそれから教科書だけについてそういう著作権の制限を認める、こういう考え方があります。(「わかった」と呼ぶ者あり)

○小林武君 どこかでわかった人がいるらしいけれども、この点については十分やはり著作権の問題として討論する必要があると思うのです。こ

午後一時二十四分散会

これはもうあまり気楽に考えて、教育のことだから何でもやってもいい。たとえば、それが試験問題集にまで出ているといったようなことになると、やはり教育に名を借りて非常に著作権が侵害されるということになる。それに対する不満を持つ、私はそう思うのです。本を書いたり芸術作品をつくったりする人たちは、それくらいきびしさがなかったら本物ができるわけがない。だから、そういうものをあまり教育は別問題だというようなことを考えた、文部省なんか教科書の問題についてあまり特権を持っておくような考え方で事に臨むということは避けるべきだと思ふんです。そういう点の配慮はこれから十分に期間のあることでございまして、法律案が出たら十分議論しなければならぬ。しかし、その場合も、これは反対が賛成かの二つになってしましますから、こうなると、やるほうは馬力がありますけれども効果は薄いだらうと思ふ。相当時間をとったということは私も認めます。それはいろいろな事情があったにしろ、文部省が後退するのではないかと、いろいろな世の中の評判もあるわけです。その後退するのはどうかという、声の大きいものに押されて後退するのではないか。声の大きいのは社会党だと思つたら間違いで、これは出版界の連中に押されてやるのではないか。こういうことですから、やはり私は著作権の問題は、ひとつ審議会の答申を中心にしてよいものはとり、皆さんが検討して出してもらいたいと思ふんです。その点を要望いたしまして私の質問を終わります。

○委員長(大谷藤之助君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(大谷藤之助君) 速記を始めて。

他に御発言もなければ、本法案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(大谷藤之助君) 御異議ないと認めます。

なお、討論採決は次回に譲ります。
本日はこれにて散会いたします。

五月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、大学等の授業料値上げ反対並びに奨学金拡充に関する請願(第一〇六九号)

一、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願(第一〇七〇号)(第一〇七二号)

第一〇六九号 昭和四十二年五月九日受理
大学等の授業料値上げ反対並びに奨学金拡充に関する請願
請願者 大阪市東区北久宝寺町 上田都詩
子外百五名

紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第八八号と同じである。

第一〇七〇号 昭和四十二年五月九日受理
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願
請願者 群馬県桐生市天神町一ノ二〇 横尾隆司

紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第一〇三七号と同じである。

第一〇七二号 昭和四十二年五月九日受理
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願
請願者 群馬県高崎市沢町七五〇 下平操

紹介議員 伊藤 顕道君
この請願の趣旨は、第一〇三七号と同じである。

五月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、公立高等学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(衆)
一、公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(衆)

公立高等学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案

公立高等学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、公立の高等学校に関し、学級編制の適正化及び教職員定数の確保を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて高等学校の教育水準の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「教職員」とは、校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者に限る。以下第六条において同じ)、実習助手、事務職員、技術職員及び用務員をいう。

2 この法律において、「全日制の課程」とは学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四條に規定する全日制の課程をいい、「定時制の課程」とは同法同條に規定する定時制の課程をいい、「定時制の夜間課程」とは定時制の課程のうち夜間において授業を行なう課程をいい、「定時制の昼間課程」とは定時制の課程のうち定時制の夜間課程以外の課程をいい、「通信制の課程」とは同法同條に規定する通信制の課程をいう。

3 この法律において、「農業に関する学科」とは農業に関する専門教育を主とする個々の学科をいい、「水産に関する学科」とは水産に関する専門教育を主とする個々の学科をいい、「工業に関する学科」とは工業に関する専門教育を主とする個々の学科をいい、「商業に関する学

科」とは商業に関する専門教育を主とする学科をいい、「家庭に関する学科」とは家庭に関する専門教育を主とする個々の学科をいう。

(学級編制の標準)
第三条 公立の高等学校の一年級の生徒の数は、次の各号に規定する数を標準とする。

一 全日制の課程又は定時制の昼間課程に置かれる個々の学科(次号に規定する学科を除く。)については、四十人

二 全日制の課程又は定時制の夜間課程に置かれる農業、水産若しくは工業に関する学科又はその他の政令で定める専門教育を主とする学科については、三十人

三 定時制の夜間課程に置かれる個々の学科(次号に規定する学科を除く。)については、三十人

四 定時制の夜間課程に置かれる第二号に規定する学科については、二十人

(教職員定数の標準)
第四条 公立の高等学校に置くべき教職員の当該高等学校を設置する都道府県又は市町村ごとの総数(以下「教職員定数」という。)は、次条から第十一号までに規定する数を合計した数に百分の百七を乗じて得た数を標準として定めるものとする。

(校長の数)
第五条 校長の数は、学校の数に一を乗じて得た数とする。

(教諭等の数)
第六条 教諭、助教諭及び講師(以下「教諭等」という。)の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 全日制の課程について、各学校に置かれる当該課程につきイ又はロにより算定した数を合計した数(その数が十五に達しないときは、十五とする。)を算定した数

イ それぞれの学科(ロに規定する学科を除く。)の学年ごとに、当該生徒の数に三十四を乗じて得た数を第三号に規定する一学級

を乗じて得た数を第三号に規定する一学級

を乗じて得た数を第三号に規定する一学級

の生徒の数に十五を乗じて得た数で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

ロ それぞれの学科で当該学科に属する生徒の数が六百人（農業、水産又は工業に関する専門教育を主とする学科にあつては、四百五十人）以下のものであるときは、当該学科に属する生徒の数を二を乗じて得た数を第三条に規定する一学級の生徒の数で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）に五を加えた数

二 定時制の夜間課程又は定時制の昼間課程について、各学校に置かれるそれぞれの課程に従い、当該課程に置かれるそれぞれの学科の学年ごとに、当該生徒の数の二十四を乗じて得た数を第三条に規定する一学級の生徒の数の定時制の夜間課程においては十を、定時制

の昼間課程においては十二を乗じて得た数で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数（その数が十五に達しないときは、十五とする。）を合算した数

三 通信制の課程について、各学校に置かれる当該課程の生徒の数を四十で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）とし、その数が十五に達しないときは十五とする。）を合算した数

四 農業、水産、工業、商業又は家庭に関する学科を置く全日制の課程、定時制の夜間課程又は定時制の昼間課程について、次の表の上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の中欄又は下欄に掲げる方法により算定した数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数を合算した数

学 科 の 区 分	全日制の課程又は定時制の昼間課程についての算定の方法	定時制の夜間課程についての算定の方法
農業又は水産に関する学科	当該学科の生徒の数を九十で除する。	当該学科の生徒の数を八十で除する。
工業に関する学科	当該学科の生徒の数を九十で除して得た数に一を加える。	当該学科の生徒の数を八十で除して得た数に一を加える。
商業又は家庭に関する学科	当該学科の生徒の数を百二十で除する。	当該学科の生徒の数を百二十で除する。

（養護教諭等の数）

第七條 養護教諭及び養護助教諭（以下「養護教諭等」という。）の数は、全日制の課程、定時制の夜間課程、定時制の昼間課程又は通信制の課程の数を二を乗じて得た数と各学校に置かれるそれぞれの課程の生徒の数が二百人をこえる課程の数の二を乗じて得た数を合計した数とする。

（実習助手の数）

第八條 実習助手の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。
一 全日制の課程、定時制の夜間課程、定時制

の昼間課程又は通信制の課程の数を四を乗じて得た数と各学校に置かれるそれぞれの課程の生徒の数が二百人をこえる課程の数の二を乗じて得た数を合計した数

二 農業、水産、工業、商業又は家庭に関する学科を置く全日制の課程、定時制の夜間課程又は定時制の昼間課程について、次の表の上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の中欄又は下欄に掲げる方法により算定した数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数を合算した数

（事務職員の数）

第九條 事務職員の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 全日制の課程、定時制の夜間課程、定時制の昼間課程又は通信制の課程について、各学校に置かれるそれぞれの課程の生徒の数を百二十で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）に当該課程の生徒の数が六十人以下の課程については一を、六十人をこえる課程については三を加えた数を合算した数

二 全日制の課程、定時制の夜間課程又は定時制の昼間課程について、各学校のそれぞれの課程に置かれる農業、水産又は工業に関する専門教育を主とする学科の数の二を乗じて得た数の合計数を合算した数

三 通信制の課程の数の二を乗じて得た数

（技術職員の数）

第十條 技術職員の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 学校の数の二を乗じて得た数
二 全日制の課程、定時制の夜間課程又は定時制の昼間課程について、各学校のそれぞれの課程に置かれる農業に関する学科の数の二を乗じて得た数に三を加えた数を合算した数

三 全日制の課程、定時制の夜間課程又は定時制の昼間課程について、各学校のそれぞれの課程に置かれる水産に関する学科の数の二を乗じて得た数に二を加えた数と実習船について

学 科 の 区 分	全日制の課程又は定時制の昼間課程についての算定の方法	定時制の夜間課程についての算定の方法
農業又は水産に関する学科	当該学科の生徒の数を九十で除して得た数に一を加える。	当該学科の生徒の数を八十で除して得た数に一を加える。
工業に関する学科	当該学科の生徒の数を九十で除して得た数に四を加える。	当該学科の生徒の数を八十で除して得た数に四を加える。
商業又は家庭に関する学科	当該学科の生徒の数を二百四十で除して得た数に一を加える。	当該学科の生徒の数を二百四十で除して得た数に一を加える。

て政令で定める数の合計数とを合算した数
四 全日制の課程、定時制の夜間課程又は定時制の昼間課程について、各学校のそれぞれの課程に置かれる前二号に規定する学科以外の学科で政令で定めるものについて政令で定める数を合算した数
（用務員の数）
第十一條 用務員の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 全日制の課程、定時制の夜間課程又は定時制の昼間課程について、各学校に置かれるそれぞれの課程の生徒の数を二百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）に当該課程の生徒の数が百人をこえる課程については一を加えた数を合算した数
二 全日制の課程、定時制の夜間課程又は定時制の昼間課程について、各学校のそれぞれの課程に置かれる農業、水産又は工業に関する専門教育を主とする学科の数の二を乗じて得た数の合計数を合算した数

三 通信制の課程について、各学校に置かれる当該課程の生徒の数を六十で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）を合算した数
（本校及び分校）
第十二條 第六條から前条までの規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ、一の学校とみなす。

（教職員定数に含まない数）

第十三条 第四条に規定する教職員定数には、次の各号に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一 休職者

二 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）第三条第一項の規定により臨時的に任用される者

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の廃止）

2 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）は、廃止する。

（学級編制に関する経過措置）

3 この法律の施行の際現に公立の高等学校の第二学年から第四学年までに在学する生徒に係る一学級の生徒の数の標準については、昭和四十五年三月三十一日までの間は、第三条の規定を適用せず、前項の規定による廃止前の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第六条の例による。

（教職員定数の標準に関する経過措置）

4 昭和四十五年三月三十一日までの間の毎年度の教職員定数の標準の算定については、次の各号に定めるところによる。

一 第六条第一号及び第二号中「第三条に規定する」とあるのは「第三条及び附則第三項に規定する」と読み替えて、同条の規定を適用する。

二 養護教諭等、実習助手、事務職員、技術職員及び用務員の数については、第七条から第十一条までの規定にかかわらず、政令で定める。

5 前項第二号の政令を定めるに当たっては、毎年度の教職員定数の標準を逐次計画的に引き上

げるよう配慮するとともに、毎年度算定する教職員の職の種類ごとの数が毎年度現に公立の高等学校に置かれていた教職員の職の種類ごとの数を下らないよう配慮しなければならない。

公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案

公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第二条）

第二章 幼稚部（第三条—第八条）

第三章 高等部（第九条—第十八条）

第四章 雑則（第十九条—第二十一条）

第一章 総 則

（目的）

第一条 この法律は、公立の特殊教育諸学校の幼稚部及び高等部に関し、学級編制の適正化及び教職員定数の確保を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて特殊教育諸学校の幼稚部及び高等部の教育水準の維持向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特殊教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する盲学校、聾学校及び養護学校をいう。

2 この法律において「教職員」とは、校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者に限る。以下第五条において同じ）、実習助手、寮母、事務職員、技術職員及び用務員をいう。

第二章 幼稚部

（学級編制の標準）

第三条 公立の特殊教育諸学校の幼稚部の一学級

の幼児の数は、五人を標準とする。

（教職員定数の標準）

第四条 公立の特殊教育諸学校の幼稚部に置くべき教職員の当該特殊教育諸学校を設置する都道府県又は市町村ごとの総数（以下「幼稚部の教職員定数」という。）は、次条から第八条までに規定する数を合計した数に百分の百七を乗じて得た数を標準として定めるものとする。

（教諭等の数）

第五条 教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 幼稚部を置く各学校の幼稚部の学級数に二を乗じて得た数を合算した数

二 肢体不自由者である幼児を教育する各養護学校の幼児の数に八分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）を合算した数とする。

（寮母の数）

第六条 寮母の数は、幼稚部を置く学校の各寄宿舎に寄宿する幼児の数に四分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）を合算した数とする。

（事務職員の数）

第七条 事務職員の数は、幼稚部を置く学校の総数に二を乗じて得た数とする。

（用務員の数）

第八条 用務員の数は、幼稚部を置く各学校の幼稚部の学級数に六分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）を合算した数とする。

第三章 高等部

（学級編制の標準）

第九条 公立の特殊教育諸学校の高等部の一学級の生徒の数は、次の各号に規定する数を標準とする。ただし、心身に二以上の政令で定める故障がある生徒で編制する学級については、五人を標準とする。

一 普通教育を主とする学科については、十人

二 専門教育を主とする学科については、八人

（教職員定数の標準）

第十条 公立の特殊教育諸学校の高等部に置くべき教職員の当該特殊教育諸学校を設置する都道府県又は市町村ごとの総数（以下「高等部の教職員定数」という。）は、次条から第十八条までに規定する数を合計した数に百分の百七を乗じて得た数を標準として定めるものとする。

（校長の数）

第十一条 校長の数は、高等部のみを置く学校の数に二を乗じて得た数とする。

（教諭等の数）

第十二条 教諭等の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 高等部を置く各学校の高等部の学級数に百分の二百二十七を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）を合算した数

二 肢体不自由者である生徒を教育する各養護学校の高等部の生徒の数に八分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）を合算した数

三 高等部のみを置く学校の寄宿舎の総数に四を乗じて得た数

（養護教諭等の数）

第十三条 養護教諭及び養護助教諭（以下「養護教諭等」という。）の数は、高等部のみを置く学校の総数に（肢体不自由者又は病弱者である生徒を教育する養護学校にあつては、二）を乗じて得た数とする。

（実習助手の数）

第十四条 実習助手の数は、高等部を置く学校の総数に二を乗じて得た数と当該各学校の専門教育を主とする学科の数に二（理療科については、六）を乗じて得た数を合算した数とを合計した数とする。

（寮母の数）

第十五条 寮母の数は、高等部を置く学校の各寄宿舎に寄宿する高等部の生徒の数に四分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一

に切り上げるものとし、高等部のみを置く学校の寄宿舎についてその数が八に達しないときは八とする。）を合算した数とする。

（事務職員の数）

第十六条 事務職員の数は、高等部を置く学校（分校を除く。）の総数に二を乗じて得た数と高等部のみを置く学校の総数に三を乗じて得た数と高等部を置く学校の寄宿舎の総数に一を乗じて得た数とを合計した数とする。

（技術職員の数）

第十七条 技術職員の数は、高等部を置く学校の数に一を乗じて得た数とする。

（用務員の数）

第十八条 用務員の数は、高等部を置く各学校の高等部の学級数に六分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは一に切り上げるものとし、高等部のみを置く学校についてその数が二に達しないときは二とする。）を合算した数と高等部を置く学校の寄宿舎の総数に一を乗じて得た数とを合計した数とする。

第四章 雑則

（本校及び分校）

第十九条 第五条、第六条、第八条及び第十二条から前条までの規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ、一の学校とみなす。

（教職員定数の算定に関する特例）

第二十条 第五条から第八条まで及び第十二条から第十八条までの規定により教諭等、養護教諭等、実習助手、寮母、事務職員、技術職員及び用務員の数を算定する場合において、政令で定める特別の事情があるときは、政令で定めるところにより、これらの規定により算定した数に必要な数を加え、又はこれらの規定により算定した数から必要な数を減ずることができる。

（教職員定数に含まない数）

第二十一条 第四条に規定する幼稚園の教職員定数及び第十条に規定する高等部の教職員定数には、次の各号に掲げる者に係るものを含まないものとする。

- 一 休職者
 - 二 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第三条第一項の規定により臨時的に任用される者
- 附 則
この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

昭和四十二年五月三十一日印刷

昭和四十二年六月一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局